

株主各位

第45回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

2025年6月3日

ソフトバンクグループ株式会社

目 次

事業報告

「ソフトバンクグループ(株)の現況 **5** 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」 . . . 3頁

連結持分変動計算書 . . . 8頁

株主資本等変動計算書 . . . 9頁

連結注記表 . . . 10頁

個別注記表 . . . 73頁

ソフトバンクグループ(株)の現況

5 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

ソフトバンクグループ(株)の業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

【1】業務の適正を確保するための体制

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ソフトバンクグループ(株)は、法令の順守にとどまらず、高い倫理観に基づいた企業活動を行うため、すべての取締役・使用人が順守すべき「ソフトバンクグループ行動規範」を定めるとともに、コンプライアンス体制の継続的な強化のため、以下の体制を整備する。

- ① チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）を選任し、CCOはソフトバンクグループ(株)のコンプライアンス体制の確立・強化に必要な施策を立案・実施するとともに、定期的にコンプライアンスに関する課題・対応状況を取締役に報告する。
- ② 取締役・使用人が直接報告・相談できる内部通報窓口を設置し、企業活動上の不適切な問題を早期に発見・改善し、再発防止を図る。なお、ソフトバンクグループ(株)は、「内部通報規程」において、内部通報を理由として通報者に対して不利益な取扱いをすることを禁止している。
- ③ 内部監査部門は、法令および定款の順守体制の有効性について監査を行い、監査結果を社長に報告する。また、当該監査結果を取締役会および監査役会に説明することにより、社外取締役を含む取締役および社外監査役を含む監査役と連携を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

ソフトバンクグループ(株)は、取締役会議事録や稟議書など、取締役の職務執行に係る文書およびその他の重要な情報について、適切に保存・管理するため、以下の体制を整備する。

- ① 「情報セキュリティ基本規程」等に基づき、保存の期間や方法、事故に対する措置を定め、機密度に応じて分類のうえ保存・管理する。
- ② チーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー（CISO）を選任し、CISOはソフトバンクグループ(株)の情報セキュリティ体制の確立・強化を推進する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ソフトバンクグループ(株)は、当社グループ全体の持続的成長を阻害する要因の排除・低減に向け、チーフ・リスク・オフィサー（CRO）のもと、以下の体制を整備する。

- ① 当社グループの「リスク管理ポリシー」のもと、ソフトバンクグループ(株)では「リスク管理規程」に基づき、以下の事項について定める。
 - ・ソフトバンクグループ(株)の役職員は、業務遂行に伴うリスクの予見に努め、特定したリスクについて対応を行うとともに、上位職位者や意思決定者等に報告する。
 - ・各部門にリスク管理責任者を設置し、リスクやインシデントの適切な把握、対応を行い、対応状況と併せてリスク管理室へ報告する。
 - ・リスク管理室は、各部門におけるリスクやインシデントの把握・評価を行い、対応状況をモニタリングする。また、各部門における対応が適切に行われるよう、支援・牽制を行う。なお、重大なリスク、インシデントについては、取締役会およびグループ・リスク・コンプライアンス委員会に報告する。
- ② 内部監査部門は、リスク管理プロセスの有効性について監査を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ソフトバンクグループ(株)は、効率的な運営体制を確保するため、以下の体制を整備する。

- ① 「取締役会規程」を定め、取締役会の決議事項および報告事項を明確にするとともに、「稟議規程」等の機関決定に関する規程を定め、決裁権限を明確にする。
- ② 業務執行の監督機能を強化し、経営の客観性を向上させるため、取締役会に独立した立場の社外取締役を含める。
- ③ 社外取締役を含む取締役が取締役会において十分に審議できるようにするため、取締役会資料を事前に送付するとともに、取締役から要請があった場合には、取締役会資料への追加・補足や、事前説明・補足説明を行う。
- ④ 「組織管理規程」を定め、業務遂行に必要な職務の範囲および権限と責任を明確にする。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

ソフトバンクグループ(株)は、グループの基本思想、理念の共有を図る「ソフトバンクグループ憲章」、およびグループ会社に対する管理方針・管理体制等を規定する「ソフトバンクグループグループ会社管理規程」を定めるとともに、グループ会社およびその取締役・使用人が順守すべき指針である「ソフトバンクグループ行動規範」ならびに「ソフトバンクグループサステナビリティ基本方針」を定め、グループ会社の規模や重要性等に鑑み、以下の体制を整備する。

- ① 当社グループのコンプライアンスの総責任者であるグループ・コンプライアンス・オフィサー（GCO）を選任し、GCOはグループ全体のコンプライアンス体制の確立・強化を推進する。また、グループ会社の取締役・使用人からの報告・相談を受け付ける内部通報窓口を設置し、企業活動上の不適切な問題を早期に発見・改善し、再発防止を図る。なお、ソフトバンクグループ(株)は、「ソフトバンクグループグループ会社管理規程」において、内部通報窓口で報告・相談を行ったことを理由として報告・相談を行った者に対して不利益な取扱いをすることを禁止している。
- ② ソフトバンクグループ(株)のCISOはグループ全体のグループ情報セキュリティガバナンス体制の確立・強化を推進する。
- ③ グループ会社の代表者からのソフトバンクグループ(株)に対する財務報告に係る経営者確認書の提出を義務付けることにより、グループ全体としての有価証券報告書等の内容の適正性を確保する。
- ④ 内部監査部門は、過去の監査実績のほか、ガバナンス体制、財務状況等を総合的に判断し、リスクが高いと判断するグループ会社に対して監査を行う。
- ⑤ 「リスク管理ポリシー」および「グループ会社管理規程」に基づき、以下の事項について定める。
 - ・グループ会社の役職員は、業務遂行に伴うリスクの予見に努め、特定したリスクについて対応を行うとともに、上位職位者や意思決定者等に報告する。
 - ・グループ会社ごとにリスク管理責任者を設置する。
 - ・グループ会社のリスク管理責任者は、当該グループ会社のリスクやインシデントの適切な把握、対応を行い、対応状況と併せてソフトバンクグループ(株)のリスク管理室へ報告する。さらに、業務部門においてリスクやインシデントの把握、対応が適切に行われるよう、支援・牽制を行う。このほか、グループ全体のリスク管理を行うために必要なリスク情報について、ソフトバンクグループ(株)のリスク管理室の指示に基づき報告する。
 - ・ソフトバンクグループ(株)のリスク管理室は、CROの統括のもとグループ会社におけるリスクやインシデントの把握・評価を行い、対応状況をモニタリングする。また、重大なリスク、インシデントについては、取締役会およびグループ・リスク・コンプライアンス委員会に報告する。

6. 反社会的勢力排除に向けた体制

ソフトバンクグループ(株)は、「ソフトバンクグループ行動規範」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関わりを持たない方針を明示するとともに、不当要求などを受けた場合は、総務部を対応窓口として、警察等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で臨み、断固として拒否する。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

ソフトバンクグループ(株)は、監査役の職務を補助する組織として監査役室を設置し、専属の使用人を配置する。また、当該使用人への指揮・命令は監査役が行うことにより、指示の実効性を確保するものとし、その人事異動・人事評価等は監査役の同意を得る。

8. 監査役への報告体制

ソフトバンクグループ(株)の取締役および使用人は、監査役に対して、次の事項を報告する。

- ① 当社グループに関する経営・財務・事業遂行上の重要事項
- ② コンプライアンス体制に関する事項および内部通報窓口利用状況
- ③ 内部統制システムの整備状況
- ④ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ⑤ 法令・定款違反事項
- ⑥ 内部監査部門による監査結果
- ⑦ その他監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① ソフトバンクグループ(株)は、監査役が必要と認めた場合、当社グループの取締役および使用人にヒアリングを実施する機会を設ける。また、監査役は、会計監査人や重要な子会社の監査役等との定期的な会合を設け連携を図る。
- ② ソフトバンクグループ(株)は、「内部通報規程」・「ソフトバンクグループグループ会社管理規程」において、監査役への報告・相談を含め、コンプライアンスに係る報告・相談を行ったことを理由として報告・相談を行った者に対して不利益な取扱いをすることを禁止している。
- ③ 会計監査人・弁護士等に係る費用その他の監査役の職務の執行について生じる費用は、ソフトバンクグループ(株)が負担する。

【2】業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. コンプライアンスに関する事項

ソフトバンクグループ(株)は、当社グループの取締役・使用人を対象としたコンプライアンス研修ならびにGCOからグループ会社のCCOに対するコンプライアンス体制の強化のための情報共有および必要に応じた助言等の提供を継続的に実施している。また、ソフトバンクグループ(株)は、当社グループの取締役・使用人が直接報告・相談できる内部通報窓口の設置・運用を通して、グループ全体のコンプライアンスの実効性確保に努めている。なお、これらの施策の効果について随時検証し、改善を行っている。

2. リスク管理に関する事項

当社グループの「リスク管理ポリシー」、「リスク管理規程」および「ソフトバンクグループグループ会社管理規程」に基づき、ソフトバンクグループ(株)の各部門およびグループ会社の役職員ならびにリスク管理責任者は、リスクやインシデントの適切な把握、対応を行い、当社グループにおける持続的成長の阻害要因の排除、低減を図っている。また、ソフトバンクグループ(株)のリスク管理室が、各部門およびグループ会社におけるリスクやインシデントの把握・評価・モニタリングを行っている。さらに、重大なリスク、インシデントについては、取締役会およびグループ・リスク・コンプライアンス委員会に報告している。

3. グループ管理に関する事項

ソフトバンクグループ(株)は、持株会社としてグループ会社を管理・監督するに当たって、「ソフトバンクグループ憲章」、「ソフトバンクグループグループ会社管理規程」、「ソフトバンクグループ行動規範」および「ソフトバンクグループサステナビリティ基本方針」を定め、当該規程を当社グループに適用している。また、社会環境の変化や当社の状況を踏まえ、これらの社内規程を適宜見直しており、ソフトバンクグループ(株)は、当社の管理体制について、継続的に充実・強化に取り組んでいる。

4. 内部監査に関する事項

内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、ソフトバンクグループ(株)の法令および定款の順守体制・リスク管理プロセスの有効性についての監査を行っているほか、リスクが高いと判断するグループ会社への監査を継続して実施しており、監査結果を都度社長に報告している。また、当該監査結果を取締役会および監査役会に説明することにより、社外取締役を含む取締役および社外監査役を含む監査役との連携を図っている。

5. 取締役・使用人の職務執行に関する事項

「取締役会規程」「稟議規程」等の社内規程に基づき、ソフトバンクグループ(株)の取締役・使用人の職務執行の効率性を確保しているほか、取締役会においては独立した立場の社外取締役を含め十分に審議できる環境を確保している。

6. 監査役の職務執行に関する事項

監査役はソフトバンクグループ(株)の重要な会議に出席し、必要に応じて当社グループの取締役および使用人にヒアリングをする機会を設けるほか、会計監査人や重要な子会社の監査役等との定期的な会合を設け連携を継続的に図ることで、監査の実効性を確保している。

連結持分変動計算書

(2025年3月31日に終了した1年間)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分				
	資本金	資本剰余金	その他の資本性金融商品	利益剰余金	自己株式
2024年4月1日	238,772	3,326,093	193,199	1,632,966	△22,725
包括利益					
純利益	—	—	—	1,153,332	—
その他の包括利益	—	—	—	—	—
包括利益合計	—	—	—	1,153,332	—
所有者との取引額等					
剰余金の配当	—	—	—	△64,086	—
その他の資本性金融商品の所有者に対する分配	—	—	—	△18,867	—
その他の包括利益累計額から利益剰余金への振替	—	—	—	△580	—
自己株式の取得及び処分	—	—	—	△973	△233,526
支配喪失による変動	—	—	—	—	—
支配継続子会社に対する持分変動	—	49,732	—	—	—
子会社におけるその他の資本性金融商品の発行	—	—	—	—	—
株式に基づく報酬取引	—	△1,049	—	—	—
その他	—	1,948	—	—	—
所有者との取引額等合計	—	50,631	—	△84,506	△233,526
2025年3月31日	238,772	3,376,724	193,199	2,701,792	△256,251

	親会社の所有者に帰属する持分		非支配持分	資本合計
	その他の包括利益累計額	合計		
2024年4月1日	5,793,820	11,162,125	2,075,044	13,237,169
包括利益				
純利益	—	1,153,332	449,776	1,603,108
その他の包括利益	△487,095	△487,095	△33,665	△520,760
包括利益合計	△487,095	666,237	416,111	1,082,348
所有者との取引額等				
剰余金の配当	—	△64,086	△368,868	△432,954
その他の資本性金融商品の所有者に対する分配	—	△18,867	—	△18,867
その他の包括利益累計額から利益剰余金への振替	580	—	—	—
自己株式の取得及び処分	—	△234,499	—	△234,499
支配喪失による変動	—	—	△25,614	△25,614
支配継続子会社に対する持分変動	—	49,732	47,930	97,662
子会社におけるその他の資本性金融商品の発行	—	—	200,000	200,000
株式に基づく報酬取引	—	△1,049	46,737	45,688
その他	—	1,948	145	2,093
所有者との取引額等合計	580	△266,821	△99,670	△366,491
2025年3月31日	5,307,305	11,561,541	2,391,485	13,953,026

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資 準 備 本 金	そ の 他 資 剰 余 本 金	資 剰 余 本 金 計	利 準 備	益 金	そ の 他 剰 余 益 金	利 剰 余 金	益 金 計
						繰 越 剰 余 金			
2024年4月1日 残 高	238,772	472,079	740	472,820	1,414	3,310,474		3,311,888	
事業年度中の変動額									
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△64,086		△64,086	
当期純利益	—	—	—	—	—	1,082,903		1,082,903	
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—		—	
自己株式の処分	—	—	△740	△740	—	△233		△233	
株主資本以外の 項目の 事業年度中の 変動額(純額)	—	—	—	—	—	—		—	
事業年度中の 変動額合計	—	—	△740	△740	—	1,018,584		1,018,584	
2025年3月31日 残 高	238,772	472,079	—	472,079	1,414	4,329,058		4,330,472	

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 上 延 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
2024年4月1日 残 高	△22,725	4,000,755	1,049,076	276,655	1,325,731	4,640	5,331,126
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	—	△64,086	—	—	—	—	△64,086
当期純利益	—	1,082,903	—	—	—	—	1,082,903
自己株式の取得	△237,058	△237,058	—	—	—	—	△237,058
自己株式の処分	3,532	2,559	—	—	—	—	2,559
株主資本以外の 項目の 事業年度中の 変動額(純額)	—	—	△512,251	△276,655	△788,907	△1,055	△789,962
事業年度中の 変動額合計	△233,526	784,318	△512,251	△276,655	△788,907	△1,055	△5,644
2025年3月31日 残 高	△256,251	4,785,073	536,824	—	536,824	3,585	5,325,482

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結計算書類の作成基準

ソフトバンクグループ(株)および子会社の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」）に準拠して作成しています。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しています。

なお、本連結注記表において、文脈上別異に解される場合または別段の記載がある場合を除き、以下の社名または略称は以下の意味を有します。

社名または略称	意味
ソフトバンクグループ(株)	ソフトバンクグループ(株) (単体)
当社	ソフトバンクグループ(株)および子会社
※以下の略称の意味は、それぞれの会社の傘下に子会社がある場合、それらを含みます。	
SB Northstarまたは 資産運用子会社	SB Northstar LP
SVF 1	SoftBank Vision Fund L.P.および代替の投資ビークル
SVF 2	SoftBank Vision Fund II-2 L.P.
SVF 2 LLC	SVF II Investment Holdings LLC
LatAmファンド	SBLA Latin America Fund LLC
SLA LLC	SLA Holdco II LLC
SVF	SVF 1、SVF 2 およびLatAmファンド
SBIA	SB Investment Advisers (UK) Limited
SBGA	SB Global Advisers Limited
アーム	Arm Holdings plcまたはArm Limited (注)
SBE Global	SBE Global, LP
フォートレス	Fortress Investment Group LLC
WeWork	WeWork Inc.
Tモバイル	T-Mobile US, Inc.
アリババ	Alibaba Group Holding Limited
MgmtCo	MASA USA LLC

(注) 2023年8月に Arm Limitedの子会社であった Arm Holdings Limitedが Arm Limitedの発行済普通株式の全てを取得し、同社を完全子会社化する組織再編が行われました。その後、Arm Holdings Limitedは社名を Arm Holdings plcに変更し、2023年9月14日に新規株式公開で Nasdaq Global Select Marketへ上場しました。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 965社

主要な連結子会社の名称

ソフトバンクグループオーバーシーズ合同会社、
SoftBank Vision Fund L.P.、SoftBank Vision Fund II-2 L.P.、
SBLA Latin America Fund LLC、ソフトバンク(株)、Arm Holdings plc

新たに連結子会社となった主な会社の名称および新規連結の理由

SBE Global, LP 持分の追加取得により、持分法適用会社から異動

連結の範囲から除外された主な会社の名称および連結除外の理由

Fortress Investment Group LLC 保有株式の売却による

3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数 93社

主要な持分法適用会社の名称

Arm Technology (China) Co., Ltd.

関連会社に持分法を適用しない主な理由

SVF 1 およびSVF 2 からの関連会社に対する投資については、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」第18項に基づき、ベンチャー・キャピタル企業を通じて間接的に保有されている投資として、純損益を通じて公正価値で測定しています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 金融資産の評価基準および評価方法

a. 金融商品

金融資産および金融負債は、当社が金融商品の契約上の当事者になった時点で認識しています。

金融資産および金融負債は当初認識時において公正価値で測定しています。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（以下、FVTPLの金融資産）および純損益を通じて公正価値で測定する金融負債（以下、FVTPLの金融負債）を除き、金融資産の取得および金融負債の発行に直接起因する取引コストは、当初認識時において、金融資産の公正価値に加算または金融負債の公正価値から減算しています。FVTPLの金融資産およびFVTPLの金融負債の取得に直接起因する取引コストは純損益で認識しています。

b. 非デリバティブ金融資産

非デリバティブ金融資産は、償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産（以下、FVTOCIの負債性金融資産）、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産（以下、FVTOCIの資本性金融資産）、FVTPLの金融資産に分類しています。この分類は、金融資産の性質と目的に応じて、当初認識時に決定しています。

通常の方法による全ての金融資産の売買は、約定日に認識および認識の中止を行っています。通常の方法による売買とは、市場における規則または慣行により一般に認められている期間内での資産の引渡しを要求する契約による金融資産の購入または売却をいいます。

(a) 償却原価で測定する金融資産

以下の要件がともに満たされる場合に償却原価で測定する金融資産に分類していません。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

当初認識後、償却原価で測定する金融資産は実効金利法による償却原価から必要な場合には減損損失を控除した金額で測定しています。実効金利法による利息収益は純損益で認識しています。

(b) FVTOCIの負債性金融資産

以下の要件がともに満たされる場合にFVTOCIの負債性金融資産に分類していません。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

当初認識後、FVTOCIの負債性金融資産は公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益は、その他の包括利益で認識しています。その他の包括利益として認識した金額は、認識を中止した場合、その累計額を純損益に振り替えています。FVTOCIの負債性金融資産に分類された貨幣性金融資産から生じる為替差損益、FVTOCIの負債性金融資産に係る実効金利法による利息収益は、純損益で認識しています。

(c) FVTOCIの資本性金融資産

資本性金融資産については、当初認識時に公正価値の変動を純損益ではなくその他の包括利益で認識するという取消不能な選択を行っている場合にFVTOCIの資本性金融資産に分類しています。当初認識後、FVTOCIの資本性金融資産は公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益は、その他の包括利益で認識しています。

認識を中止した場合、もしくは著しくまたは長期に公正価値が取得原価を下回る場合に、その他の包括利益を通じて認識された利得または損失の累計額を直接利益剰余金へ振り替えています。なお、FVTOCIの資本性金融資産に係る受取配当金は、純損益で認識しています。

(d) FVTPLの金融資産

償却原価で測定する金融資産、FVTOCIの負債性金融資産およびFVTOCIの資本性金融資産のいずれにも分類しない場合、FVTPLの金融資産に分類しています。連結財政状態計算書における「SVFからの投資（FVTPL）」については、「(13) ソフトバンク・ビジョン・ファンド事業に関する重要性がある会計方針」をご参照ください。なお、いずれの金融資産も、会計上のミスマッチを取り除くあるいは大幅に削減させるために純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定していません。

当初認識後、FVTPLの金融資産は公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益、配当収益および利息収益は純損益で認識しています。

(e) 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産、FVTOCIの負債性金融資産およびIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に基づく契約資産に対する予想信用損失について、貸倒引当金を認識しています。当社は、期末日ごとに、金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しています。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、金融資産に係る貸倒引当金を12カ月の予想信用損失と同額で測定しています。一方、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合、または信用減損金融資産については、金融資産に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しています。ただし、営業債権および契約資産については常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しています。

予想信用損失は、以下のものを反映する方法で見積っています。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値
- ・過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力をかけずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

当該測定に係る貸倒引当金の繰入額、および、その後の期間において、貸倒引当金を減額する事象が発生した場合は、貸倒引当金戻入額を純損益で認識しています。

金融資産の全体または一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、当該金額を貸倒引当金と相殺して帳簿価額を直接減額しています。

(f) 金融資産の認識の中止

当社は、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、または金融資産を譲渡し、その金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんど全てを移転した場合に、当該金融資産の認識を中止しています。

c. 非デリバティブ金融負債

非デリバティブ金融負債は、FVTPLの金融負債または償却原価で測定する金融負債に分類し、当初認識時に分類を決定しています。

非デリバティブ金融負債は、1つ以上の組込デリバティブを含む混合契約全体についてFVTPLの金融負債に指定した場合に、FVTPLの金融負債に分類します。当初認識後、FVTPLの金融負債は公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益および利息費用は純損益で認識しています。

償却原価で測定する金融負債は当初認識後、実効金利法による償却原価で測定しています。

金融負債は義務を履行した場合、もしくは債務が免責、取消または失効となった場合に認識を中止しています。

d. デリバティブおよびヘッジ会計

(a) デリバティブ

当社は、為替レート、金利および株価の変動によるリスクをヘッジするため、先物為替予約、通貨スワップ、オプション取引およびカラー取引などのデリバティブ取引を利用しています。

デリバティブは、デリバティブ取引契約が締結された日の公正価値で当初認識しています。当初認識後は、期末日の公正価値で測定しています。デリバティブの公正価値の変動額は、ヘッジ手段として指定していないまたはヘッジが有効でない場合は、直ちに純損益で認識しています。ヘッジ指定していないデリバティブ金融資産はFVTPLの金融資産に、ヘッジ指定していないデリバティブ金融負債はFVTPLの金融負債にそれぞれ分類しています。

(b) ヘッジ会計

当社は、一部のデリバティブ取引についてヘッジ手段として指定し、キャッシュ・フロー・ヘッジとして会計処理しています。

当社は、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係ならびにヘッジを実施するに当たってのリスク管理目的および戦略について、正式に指定および文書化を行っています。また、ヘッジ手段がヘッジ対象期間において関連するヘッジ対象の公正価値やキャッシュ・フローの変動に対して高度に相殺効果を有すると見込まれるかについて、ヘッジ開始時とともに、その後も継続的に評価を実施しています。具体的には、以下の要件の全てを満たす場合においてヘッジが有効と判断しています。

(i) ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的関係があること

(ii) 信用リスクの影響が、当該経済的関係から生じる価値変動に著しく優越するものではないこと

(iii) ヘッジ関係のヘッジ比率が、実際にヘッジしているヘッジ対象の量とヘッジ対象の当該量を実際にヘッジするのに使用しているヘッジ手段の量から生じる比率と同じであること

なお、ヘッジ関係がヘッジ比率に関するヘッジ有効性の要件に合致しなくなったとしても、リスク管理目的に変更がない場合は、ヘッジ関係が再び有効となるようヘッジ比率を調整しています。

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定され、かつその要件を満たすデリバティブの公正価値の変動の有効部分はその他の包括利益で認識し、その他の包括利益累計額に累積しています。その他の包括利益累計額は、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが損益に影響を与えるのと同じ期間に、ヘッジ対象に関連する連結損益計算書の項目で純損益に振り替えています。デリバティブの公正価値の変動のうち非有効部分は直ちに純損益で認識しています。

ヘッジ手段が消滅、売却、終了または行使された場合など、ヘッジ関係が適格要件を満たさなくなった場合にのみ将来に向かってヘッジ会計を中止しています。

ヘッジ会計を中止した場合、その他の包括利益累計額は引き続き資本で計上し、予定取引が最終的に純損益に認識された時点において純損益として認識しています。予定取引がもはや発生しないと見込まれる場合には、その他の包括利益累計額は直ちに純損益で認識しています。

(c) 組込デリバティブ

主契約である非デリバティブ金融資産に組み込まれているデリバティブ（組込デリバティブ）は、主契約から分離せず、混合契約全体を一体のものとして会計処理しています。

主契約である非デリバティブ金融負債に組み込まれているデリバティブ（組込デリバティブ）は、組込デリバティブの経済的特徴とリスクが主契約の経済的特徴とリスクに密接に関連せず、組込デリバティブを含む金融商品全体がFVTPLの金融負債に分類されない場合には、組込デリバティブを主契約から分離し、独立したデリバティブとして会計処理しています。組込デリバティブを主契約から分離することを要求されているものの、取得時もしくはその後の期末日現在のいずれかにおいて、その組込デリバティブを分離して測定できない場合には、混合契約全体をFVTPLの金融負債に指定し会計処理しています。

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

棚卸資産は、原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定しています。棚卸資産は、主としてソフトバンク事業における携帯端末およびアクセサリ類から構成され、原価は、購入原価ならびに現在の場所および状態に至るまでに発生したその他の全ての原価を含めています。原価は、主として移動平均法を用いて算定しています。

正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積販売価格から、販促活動や販売および配送に係る見積費用を控除して算定しています。

(3) 有形固定資産および無形資産の評価基準、評価方法および減価償却または償却の方法

a. 有形固定資産

有形固定資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で測定しています。取得原価には、当該資産の取得に直接付随する費用、解体・除去および設置場所の原状回復費用の当初見積額を含めています。

減価償却費は、償却可能価額を各構成要素の見積耐用年数にわたって、主として定額法により算定しています。償却可能価額は、資産の取得価額から残存価額を差し引いて算出しています。土地および建設仮勘定は減価償却を行っていません。

主要な有形固定資産項目ごとの見積耐用年数は、以下の通りです。

建物及び構築物	
建物	20～50年
構築物	3～50年
建物附属設備	3～22年
通信設備	
無線設備、交換設備および その他のネットワーク設備	5～15年
通信用鉄塔	10～42年
その他	5～30年
器具備品	
リース携帯端末	2～3年
その他	2～20年
機械装置	
太陽光発電設備	35年

資産の減価償却方法、耐用年数および残存価額は各年度末に見直し、変更がある場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

b. 無形資産

無形資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で測定しています。

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しています。企業結合により取得した無形資産は、当初認識時にのれんとは区分して認識し、支配獲得日の公正価値で測定しています。当社内部で発生した研究開発費は、資産計上の要件を満たす開発活動に対する支出（自己創設無形資産）を除き、発生時に費用として認識しています。自己創設無形資産は当初認識時において、資産計上の要件を全て満たした日から、開発完了までに発生した支出の合計額で測定しています。

無形資産には、耐用年数を確定できるものとできないものがあります。耐用年数を確定できる無形資産の償却費は、見積耐用年数にわたって定額法により算定しています。

耐用年数を確定できる主要な無形資産項目ごとの見積耐用年数は、以下の通りです。

ソフトウェア	5～10年
顧客基盤	8～25年
テクノロジー	8～20年
周波数関連費用	18年
その他	2～25年

資産の償却方法、耐用年数および残存価額は各年度末に見直し、変更がある場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

周波数関連費用は、ソフトバンク株が割り当てを受けた周波数において、電波法に基づきソフトバンク株が負担する金額であり、終了促進措置により既存の周波数利用者が他の周波数帯へ移行する際に発生する費用等が含まれます。なお、耐用年数は過去の周波数利用実績に基づいて見積っています。

耐用年数を確定できない無形資産は、以下の通りです。

- ・商標権（耐用年数を確定できないもの）

耐用年数を確定できない無形資産および未だ利用可能でない無形資産は、償却を行っていません。これらの減損については「(6) 有形固定資産、使用権資産、無形資産およびのれんの減損」をご参照ください。

なお、当社は無形資産のリース取引に対して、IFRS第16号「リース」を適用していません。

(4) リース

a. 全体

(a) リースの識別

当社は、契約の開始時に、契約がリースまたはリースを含んでいるかを判定しています。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合に、当該契約はリースであるかまたはリースを含んでいると判断しています。当社は、以下の条件を満たす場合に、特定された資産の使用を支配する権利が移転していると判断しています。

- (i) 契約に特定された資産の使用が規定されており、貸手が資産を入れ替える権利を有していない。
- (ii) 資産を使用する期間全体を通じて、借手がその資産から生じる経済的便益のほとんど全てを得る権利を有している。
- (iii) 借手が資産の使用を指図する権利を有している。事前に資産の使用法および使用目的が決められている場合には、下記のいずれかに該当する場合、資産の使用を指図する権利を有していると判断する。
 - ・借手が資産を稼働させる権利を有している
 - ・借手が資産の使用法および使用目的を事前に決定するように資産を設計した

(b) リース期間

リース期間は、解約不能期間に加え、以下の期間を合計した期間としています。

- ・リースを延長するオプションが付与されており、借手が当該オプションを行使することが合理的に確実である場合、その対象期間
- ・リースを解約するオプションが付与されており、借手が当該オプションを行使しないことが合理的に確実である場合、その対象期間

b. 借手側

(a) 契約の構成部分の分離

リースまたはリースを含む契約について、当社は、契約における対価をリース構成部分の独立価格と非リース構成部分の独立価格の総額との比率に基づいてそれぞれに配分することにより、リース構成部分を非リース構成部分から区分して会計処理しています。

(b) 無形資産のリース取引

当社は、無形資産のリース取引に対してIFRS第16号「リース」を適用していません。

(c) 使用権資産

当社は、使用権資産およびリース負債をリースの開始日に認識しています。使用権資産は取得原価で当初測定を行っています。当該取得原価は、リース負債の当初測定金額と、リース開始日より前に支払ったリース料、発生した当初直接コストおよび、原資産の解体および除去費用や原資産または原資産が設置された敷地の原状回復費用の見積りを合計した金額から、受け取ったリース・インセンティブを控除して算定しています。

使用権資産は、当初測定後、原資産の所有権の移転が確実である場合には見積耐用年数で、確実でない場合はリース期間と使用権資産の見積耐用年数のいずれか短い期間にわたり、定額法を用いて減価償却しています。使用権資産の見積耐用年数は、有形固定資産と同様の方法で決定しています。また、使用権資産が減損した場合は、減損損失を使用権資産の帳簿価額から減額しています。

(d) リース負債

リース負債は、リースの開始日以降、リース期間にわたって将来支払われるリース料の現在価値で当初測定しています。現在価値計算においては、リースの計算利率が容易に算定できる場合、当該利率を割引率として使用し、そうでない場合は当社の追加借入利率を使用しています。

リース負債の測定に使用するリース料には、主に固定リース料、リース期間がリース延長オプションの行使を反映している場合、延長期間のリース料、およびリース期間がリース解約オプションの行使を反映している場合、その解約に伴う手数料が含まれます。

当初測定後、リース負債は実効金利法を用いて償却原価で測定しています。その上で、指数またはレートの変更により将来のリース料に変更が生じた場合、残価保証に基づいた支払金額の見積りに変更が生じた場合、または延長オプションや解約オプションの行使可能性の評価に変更が生じた場合、リース負債を再測定しています。

リース負債を再測定した場合、使用権資産の帳簿価額もリース負債の再測定金額で修正します。ただし、リース負債の再測定による負債の減少額が使用権資産の帳簿価額より大きい場合、使用権資産を零まで減額したあとの金額は純損益で認識します。

c. 貸手側

(a) 契約の構成部分の分離

リースまたはリースを含む契約について、当社は、契約上の対価をIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に従いリース構成部分と非リース構成部分に配分しています。

(b) リースの分類

当社は、契約の開始時に、契約がファイナンス・リースかオペレーティング・リースかの分類を行っています。リース取引が、原資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんど全てを借手に移転する場合はファイナンス・リースに分類し、他のリース取引はオペレーティング・リースに分類しています。リース期間が原資産の経済的耐用年数の大部分を占めている場合やリース料の現在価値が資産の公正価値のほとんど全てとなる場合などに、資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんど全てが移転していると判断しています。

(c) サブリースの分類

当社がサブリース契約の当事者である場合、ヘッドリース（借手側）とサブリース（貸手側）は別個に会計処理します。サブリースをファイナンス・リースかオペレーティング・リースかに分類する際は、リース対象資産ではなく、当社がヘッドリースにおいて認識している使用权資産のリスクと経済価値や耐用年数などを検討します。

(d) 認識および測定

ファイナンス・リース取引におけるリース債権は、リースと判定された時点で満期までの正味リース投資未回収額を債権として計上しています。リース料受取額は、金融収益と元本の回収部分に按分します。リース債権は実効金利法による償却原価で測定しており、実効金利法による利息収益は利益として認識しています。

オペレーティング・リース取引のリース期間における受取リース料総額は、当該リース期間にわたって定額法により収益として認識しています。

(5) のれんの会計処理

当初認識時におけるのれんの測定は、「(12) 企業結合の会計処理」をご参照ください。のれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した金額で測定しています。

のれんは償却を行わず、配分した資金生成単位または資金生成単位グループに減損の兆候がある場合、および減損の兆候の有無に関わらず各年度の一定時期に、減損テストを実施しています。減損については「(6) 有形固定資産、使用权資産、無形資産およびのれんの減損」をご参照ください。

関連会社または共同支配企業に対する投資額の取得原価が、取得日に認識された識別可能な資産および負債の正味の公正価値の当社持分を超える金額は、のれんとして認識し、当該会社に対する投資の帳簿価額に含めています。当該のれんは区分して認識されないため、のれん個別での減損テストは実施していません。これに代わり、関連会社または共同支配企業に対する投資の総額を単一の資産として、投資が減損している可能性を示唆する客観的な証拠が存在する場合に、減損テストを実施しています。

(6) 有形固定資産、使用権資産、無形資産およびのれんの減損

a. 有形固定資産、使用権資産および無形資産の減損

当社では、期末日に、有形固定資産、使用権資産および無形資産が減損している可能性を示す兆候の有無を判断しています。

減損の兆候がある場合には、回収可能価額の見積りを実施しています。個々の資産の回収可能価額を見積ることができない場合には、その資産の属する資金生成単位の回収可能価額を見積っています。資金生成単位は、他の資産または資産グループからおおむね独立したキャッシュ・イン・フローを生み出す最小単位の資産グループとしています。

耐用年数を確定できない無形資産および未だ利用可能でない無形資産は、減損の兆候がある場合、および減損の兆候の有無に関わらず各年度の一定時期に、減損テストを実施しています。

回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方で算定しています。使用価値は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値およびその資産の固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いて算定しています。

資産または資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失は純損益で認識しています。

のれん以外の資産における過年度に認識した減損損失については、期末日において、減損損失の減少または消滅を示す兆候の有無を判断しています。減損の戻入れの兆候がある場合には、その資産または資金生成単位の回収可能価額の見積りを行っています。回収可能価額が、資産または資金生成単位の帳簿価額を上回る場合には、回収可能価額と過年度に減損損失が認識されていなかった場合の償却または減価償却控除後の帳簿価額とのいずれか低い方を上限として、減損損失の戻入れを実施しています。

b. のれんの減損

当社では、期末日および各四半期末日ごとに、のれんが減損している可能性を示す兆候の有無を判断しています。

のれんは、企業結合のシナジーから便益を享受できると期待される資金生成単位または資金生成単位グループに配分し、その資金生成単位または資金生成単位グループに減損の兆候がある場合、および減損の兆候の有無に関わらず各年度の一定時期に、減損テストを実施しています。減損テストにおいて資金生成単位または資金生成単位グループの回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失は資金生成単位または資金生成単位グループに配分されたのれんの帳簿価額から減額し、次に資金生成単位または資金生成単位グループにおけるその他の資産の帳簿価額の比例割合に応じて各資産の帳簿価額から減額しています。

のれんの減損損失は純損益に認識し、その後の期間に戻入れは行いません。

(7) 重要な引当金の計上基準

引当金は、当社が過去の事象の結果として、現在の法的債務または推定的債務を負い、債務の決済を要求される可能性が高く、かつその債務の金額について信頼性のある見積りが可能な場合に認識しています。

引当金は、期末日における債務に関するリスクと不確実性を考慮に入れた見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値およびその負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いて測定しています。

当社は引当金として、主に資産除去債務および契約損失引当金を認識しています。

契約損失引当金は、顧客との契約の履行に伴い発生する将来の損失に備えるため、当該損失額を見積り、必要と認められる金額を計上しています。

(8) 収益の認識基準

当社における主要な収益認識基準は、以下の通りです。

ソフトバンク事業

ソフトバンク事業では、主にソフトバンク(株)が日本国内におけるモバイルサービスの提供、携帯端末の販売、ブロードバンドサービスおよびソリューションサービスの提供、LINEヤフー(株)がメディア・広告やコマースサービスの提供、またPayPay(株)が決済、金融サービスの提供を行っています。

a. コンシューマ

(a) モバイルサービスおよび携帯端末の販売

当社は契約者に対し音声通信、データ通信および関連するオプションサービスからなるモバイルサービスを提供するとともに、顧客に対し携帯端末の販売を行っています。

モバイルサービスにおける収益は、主に月額基本使用料および通信料収入（以下「モバイルサービス収入」）と手数料収入により構成されます。また、携帯端末の販売における収益（以下「携帯端末売上」）は、契約者および代理店に対する携帯端末の売上およびアクセサリー類の売上から構成されます。

上記取引の商流としては、当社が代理店に対して携帯端末を販売し、代理店を通じて契約者と通信契約の締結を行うもの（以下「間接販売」）と、当社が契約者に対して携帯端末を販売し、直接通信契約の締結を行うもの（以下「直接販売」）からなります。

モバイルサービスにおいては、契約者との契約条件に基づいて、契約の当事者が現在の強制可能な権利および義務を有している期間を契約期間としています。また、契約者に契約を更新するオプションを付与しており、かつ、当該オプションが契約者へ「重要な権利」を提供すると判断した場合には、当該オプションを別個の履行義務として識別しています。なお、当社は、履行義務として識別したオプションの独立販売価格を見積ることの実務的代替として、提供すると予想される通信サービスおよびそれに対応する予想対価を参照して、取引価格を当該オプションに関連する通信サービスに配分しています。

モバイルサービス料は、契約者へ月次で請求され、概ね1カ月以内に支払期限が到来します。間接販売の携帯端末代金は、代理店への販売時に代理店へ請求され、その後、概ね1カ月以内に支払期限が到来します。また、直接販売の携帯端末代金は、販売時に全額支払う一括払いと、割賦払い期間にわたって月次で請求され、概ね1カ月以内に支払期限が到来する割賦払いがあります。当社では、定量的および定性的な分析の結果、これらの取引価格には、支払時期による重大な金融要素は含まれていないと判断しており、当該金融要素について調整していません。なお、当社では、収益を認識した時点と支払いまでの期間が1年以内の場合に重大な金融要素の調整を行わない実務上の便法を使用しています。

当社では、モバイルサービスおよび携帯端末の販売において、契約開始後の一定期間については返品および返金の義務を負っています。返品および返金の義務は、過去の実績に基づいて、商品およびサービスの種類ごとに金額を見積り、取引価格から控除しています。

当社では、携帯端末に関してオプションの追加保証サービスを提供しており、これらのサービスが提供されている契約においては、これらを別個の履行義務とし、契約者にサービスを提供した時点で収益として認識しています。

i. 間接販売

携帯端末売上は、代理店が携帯端末に対する支配を獲得したと考えられる代理店への引渡し時点で収益として認識しています。間接販売に関わる代理店は契約履行に対する主たる責任を有しており、在庫リスクを負担し、独立して独自の価格設定を行うことができます。したがって、当社は代理店が間接販売に対して本人として行動しているものと判断しています。

モバイルサービスにおける履行義務は、契約期間にわたって毎月一定の通信量を顧客に提供することであるため、モバイルサービス収入は、契約期間にわたる時の経過に応じて、収益として認識しています。また、通信料金からの割引については、毎月のモバイルサービス収入から控除しています。なお、代理店に対して支払われる手数料のうち、携帯端末の販売に関する手数料は収益から控除しています。

ii. 直接販売

直接販売の場合、携帯端末売上、モバイルサービス収入および手数料収入は一体の取引であると考えられるため、取引価格の合計額を携帯端末およびモバイルサービスの独立販売価格の比率に基づき、携帯端末売上およびモバイルサービス収入に配分します。なお、モバイルサービス収入に関する通信料金の割引は、取引価格の合計額から控除しています。また、上記の価格配分の結果、携帯端末販売時点において認識された収益の金額が契約者から受け取る対価の金額よりも大きい場合には、差額を契約資産として認識し、モバイルサービスの提供により請求権が確定した時点で営業債権へと振り替えています。また、携帯端末販売時点において認識された収益の金額が契約者から受け取る対価の金額よりも小さい場合には、差額を契約負債として認識し、モバイルサービスの提供に応じて取り崩し、収益として認識しています。

携帯端末売上およびモバイルサービス収入の独立販売価格は、契約開始時において携帯端末およびモバイルサービスを独立して顧客に販売する場合に観察可能な価格を利用しています。

携帯端末売上に配分された金額は、契約者が携帯端末に対する支配を獲得したと考えられる契約者への引渡し時点で収益として認識しています。モバイルサービスにおける履行義務は、契約期間にわたって毎月一定の通信量を顧客に提供することであるため、モバイルサービス収入に配分された金額は、契約期間にわたる時の経過に応じて、収益として認識しています。

なお、契約資産は、連結財政状態計算書上、「その他の流動資産」に含めて表示しています。

(b) ブロードバンドサービス

ブロードバンドサービスにおける収益は、主にインターネット接続に関する月額基本使用料および通信料収入（以下「ブロードバンドサービス収入」）と手数料収入により構成されます。

ブロードバンドサービス収入は、契約者にサービスを提供した時点で、固定の月額料金および従量料金に基づき収益を認識しています。契約事務手数料収入は受領時に契約負債として認識し、ブロードバンドサービスの提供に応じて取り崩し、収益として認識しています。

(c) でんき

でんきにおける収益は、「おうちでんき」をはじめとする電力の売買・供給および売買の仲介サービスからなります。電力の供給（小売りサービス）は、契約者にサービスを提供した時点で、固定の月額料金および従量料金に基づき収益を認識しています。

b. エンタープライズ

(a) モバイルサービスおよび携帯端末レンタルサービス

モバイルサービスからの収益は、主にモバイルサービス収入と手数料収入により構成されます。携帯端末レンタルサービスは、当社のモバイルサービスを受けることを条件に提供されるものであり、これらの取引から発生する対価を、携帯端末リースと通信サービスの公正価値を基に、リースとそれ以外に配分しています。公正価値は、端末を個別に販売した場合の価格および通信サービスを個別に提供した場合の価格としています。リース以外に配分された対価は、契約者にサービスを提供した時点で、固定の月額料金および従量料金に基づき収益を認識しています。

(b) 固定通信サービス

固定通信サービスにおける収益は、主に音声伝送サービスおよびデータ伝送サービスからなります。固定通信サービス収入は、契約者にサービスを提供した時点で、固定の月額料金および従量料金に基づき収益を認識しています。

(c) ソリューション等

ソリューション等における収益は、主にデータセンター、クラウド、セキュリティ、グローバル、AI、IoT、デジタルマーケティング、機器販売等のサービスからなります。

ソリューション等は、契約者が支配を獲得したと考えられる契約者への引渡し時点もしくはサービスを提供した時点で、契約者から受け取る対価に基づき収益を認識しています。

c. ディストリビューション

ディストリビューションにおける収益は、主に法人顧客向けのICT、クラウド、IoTソリューション等に対応したハードウェア、ソフトウェア、サービスなどの商材、個人顧客向けのモバイルアクセサリ、PCソフトウェア、IoTプロダクト等の商材の販売からなります。

ディストリビューションの収益は、顧客が物品等に対する支配を獲得したと考えられる顧客への引渡し時点で収益として認識しています。

なお、当社が第三者のために代理人として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を表示しています。

d. メディア・EC

(a) メディア

メディアは、主に広告商品の企画・販売・掲載をするための各サービスの企画・運営、情報掲載サービスの提供およびその他法人向けのサービスを提供しています。主な収益は、検索広告、アカウント広告、ディスプレイ広告の収入により構成されます。

i. 検索広告

検索広告は、ウェブサイト閲覧者が検索広告をクリックした時点で、顧客が設定したクリック料金に基づき収益を認識しています。

ii. アカウント広告

アカウント広告は、主にLINE公式アカウント、LINEスポンサードスタンプから構成されます。

LINE公式アカウントは、契約期間にわたりLINE公式アカウント登録利用の収益を認識しています。

LINEスポンサードスタンプは、契約期間にわたり収益を認識しています。

iii. ディ스플레이広告

ディスプレイ広告は、ディスプレイ広告（予約型）およびディスプレイ広告（運用型）から構成されます。

ディスプレイ広告（予約型）は、ウェブサイト上に広告が掲載される期間にわたって収益を認識しています。

ディスプレイ広告（運用型）は、ウェブサイト閲覧者がコンテンツページ上の広告をクリックした時点で、顧客が設定したクリック料金に基づき収益を認識しています。

LINE VOOM、LINE NEWSに掲載される広告は、契約条件で規定された特定のアクションを充足した時点で、収益を認識しています。

iv. その他

主に「LYPプレミアム」であり、会員資格が有効な期間にわたって収益を認識しています。

(b) コマース

コマースは、主に中小企業や個人向けにインターネットを介して商品の販売やサービスの企画・提供をしています。主な収益は、アスクルグループの物品販売サービス、「ZOZOTOWN」や「Yahoo!オークション」等のイーコマース関連サービスの収入により構成されます。

i. アスクルグループの物品販売サービス

アスクルグループは、オフィス関連商品等の販売事業を行っており、主な顧客は中小企業等の法人および個人ユーザーになります。物品販売の収益は、顧客が物品の使用を指図し、当該物品から残りの便益のほとんど全てを獲得する能力を有することとなる、顧客が物品に対する支配を獲得した時点で認識しています。

ii. 「ZOZOTOWN」

主に「ZOZOTOWN」内にテナント形式で出店する各ブランドの代理人として個人ユーザー向けに商品の受託販売を行っており、顧客が物品に対する支配を獲得した時点で、商品取扱高に各手数料率を乗じた受託販売手数料を収益として認識しています。

iii. 「Yahoo!オークション」

個人ユーザーや法人向けにネットオークションサービスを提供しており、オークション取引が成立した時点で、落札金額に応じた出品者に対する落札システム利用料を収益として認識しています。

e. ファイナンス

ファイナンスにおける収益は、主にQRコードによる代金決済サービスの提供により生じる加盟店手数料、クレジット関連サービスから生じる加盟店手数料等の収益からなります。

QRコードによる代金決済サービスの提供により生じる加盟店手数料は、商品等の販売取引の一時点において、顧客である加盟店が代金決済サービスの提供を受けたものと判断し、決済の完了時点で収益として認識しています。

クレジットカード関連サービスのうち、代金決済サービスの提供により生じる加盟店手数料は、履行義務が充足されるカード利用時に収益として認識しています。また、カード会員へのリボルビング払い、分割払いおよびキャッシングサービスの提供により生じる手数料は、IFRS第9号「金融商品」に基づき、その利息の帰属する期間にわたり収益を認識しています。

アーム事業

アーム事業における収益は、主に、アームのIPを顧客にライセンスすることによるライセンス収入およびライセンス先である顧客がアームのテクノロジーを含むチップを販売することにより生じるロイヤルティー収入からなります。

a. ライセンスおよびその他の収入

(a) IPライセンス

アームは通常、非独占的なライセンス契約に基づきIPを顧客へライセンスしており、特定のプログラムの使用权を契約期間にわたって付与しています。これらのライセンスは顧客のビジネス要件に対応し、電子的に提供されます。これらの契約には通常、ライセンスされたIPの移転、アーキテクチャーIPのバージョン拡張や特定のIPのリリース、サポートサービスからなる別個の履行義務があります。サポートサービスは、サポート期間中に技術サポート、パッチ、バグ修正を提供する待機履行義務です。IPライセンスに係る収益は、IPの移転時またはライセンス期間開始時のいずれか遅い時点で認識されます。個別のアーキテクチャーIPのバージョン拡張や特定のIPのリリースに係る収益は、サポート期間中に随時利用可能となるマイナーアップデートを除き、提供時またはライセンス期間開始時のいずれか遅い時点で認識されます。一部のライセンス契約は、適用される契約条件に応じて、契約期間中無制限に現在および将来のIPのライブラリにアクセスする権利を顧客に提供します。これらの契約は、対象となるIPの提供時期について顧客が決定することのできる待機履行義務であり、任意の期間における利用の程度によって残存履行義務は減少しません。これらの取決めに関連する契約対価は、履行義務の充足時期に整合するよう、契約期間にわたって比率的に認識されます。一部のサブスクリプション型のライセンス契約においては、待機履行義務である随時利用可能となる将来の不特定のIPの提供が含まれます。この待機履行義務に係る収益は、契約開始日と最初のIPの移転日のいずれか遅い日から契約期間にわたって比率的に認識されます。

(b) ソフトウェア販売（システム開発含む）

システム開発を含め、特定のライセンスのために特別に設計されたものではないソフトウェア（既製ソフトウェアなど）の売上は、支配が移転され、顧客がそのライセンスの使用を開始し便益を享受できるようになった提供時点で認識されます。

(c) プロフェッショナルサービス

アームが提供するサービス（トレーニング、プロフェッショナルサービスおよびデザインサービスなど）のうち、IPの機能にとって不可欠ではないものは、契約上価格が個別に設定されており、区分して会計処理されます。トレーニングに係る収益はサービスの提供に応じて認識されます。プロフェッショナルサービスおよびデザインサービスに係る収益は、総工数の見積りに対し現在までに発生した工数の割合に基づき、一定期間にわたって認識されます。プロフェッショナルサービスおよびデザインサービスについて、アームは、現在までの役務提供について適正な利益を含む支払いに対する強制可能な権利を有しており、これらの役務提供は、代替的な用途を有する資産を創出するものではありません。一部の契約においては待機履行義務としてプロフェッショナルサービスやデザインサービスを提供することがあり、その収益は契約期間にわたって比率的に認識されます。

(d) サポートおよびメンテナンス

サポートおよびメンテナンスは、顧客へ提供されると同時に消費される待機履行義務です。その収益は、ライセンスに基づきサポートおよびメンテナンスが契約上合意された期間にわたって定額で認識されます。

b. ロイヤルティー収入

ほとんどのIPライセンス契約については、アームのIPを組み込んだ製品に対してロイヤルティーを受領します。ロイヤルティーは、アームのテクノロジーが組み込まれた製品を顧客が出荷した四半期に認識されます。ロイヤルティー収益の見積りは、過去の販売動向やマクロ経済の状況に基づく将来予測および、顧客のロイヤルティレポートや販売動向、将来予想の分析、第三者である業界調査機関により提供されるデータや将来予想の分析を含む、複数の方法の組み合わせにより実施されます。その際に検討されるデータには、収益および出荷数、平均販売価格、製品構成、市場シェア、市場での普及率が含まれます。その後の期間において、ライセンシーから報告される実績数値やロイヤルティー監査の結果など、新たな情報が入手可能となった時点で見積りの修正を反映するための調整が必要となります。

(9) 契約獲得コスト

当社は、契約者との通信契約を獲得しなければ発生しなかったコストについて、回収が見込まれるものを契約獲得コストに係る資産として認識しています。当社において、資産計上される契約獲得コストは、主に、代理店が契約者との間で、当社と契約者との間の通信契約の獲得および更新を行った場合に支払う販売手数料です。

契約獲得コストは、当該コストに関連する財またはサービスが提供されると予想される期間（主に2年～4年）にわたって、定額法により償却しています。また、各報告期間の末日現在において、資産化した契約獲得コストに対する減損の評価を実施しています。

なお、当社では、実務上の便法を使用し、契約獲得コストの償却期間が1年以内である場合には、契約獲得コストを発生時に費用として認識しています。

(10) 法人所得税の会計処理

法人所得税は当期税金および繰延税金から構成され、企業結合から生じる税金、およびその他の包括利益または直接資本に認識する項目から生じる税金を除き、純損益で認識しています。

当期税金は税務当局に対する納付または税務当局からの還付が予想される金額で測定し、税額の算定においては、期末日に制定または実質的に制定されている税率および税法を使用しています。

繰延税金資産は、将来減算一時差異、繰越欠損金および繰越税額控除について、将来の課税所得により使用できる可能性が高い範囲内で認識しています。また、繰延税金資産は期末日に回収可能性の見直しを実施しています。

ただし、繰延税金資産は、企業結合以外の取引で、会計上の利益にも課税所得にも影響を及ぼさず、かつ同額の将来加算一時差異と将来減算一時差異を生じさせない取引によって発生する資産および負債の当初認識から生じる一時差異には認識していません。

子会社および関連会社に対する投資に係る将来減算一時差異については、一時差異が予測可能な将来に解消する可能性が高く、かつ当該一時差異が使用できる課税所得の生じる可能性が高い場合のみ、繰延税金資産を認識しています。

繰延税金負債は、以下の一時差異を除き、原則として将来加算一時差異について認識しています。

- ・ 企業結合以外の取引で、会計上の利益にも課税所得にも影響を及ぼさず、かつ同額の将来加算一時差異と将来減算一時差異を生じさせない取引によって発生する資産および負債の当初認識から生じる一時差異
- ・ のれんの当初認識から生じる将来加算一時差異
- ・ 子会社および関連会社に対する投資に係る将来加算一時差異のうち、一時差異の解消時期をコントロールすることができ、予測可能な将来に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合

繰延税金資産および負債は、期末日に制定または実質的に制定されている法律に基づいて、当該資産が実現されるまたは負債が決済される時点において適用されると予測される税率を用いて測定しています。

繰延税金資産および負債は、当期税金資産および負債を相殺する法律上強制力のある権利を有し、かつ、法人所得税が同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合に相殺しています。

当社は、IAS第12号（改訂）「法人所得税」の一時的な救済措置に従い、第2の柱モデルルールの法人所得税に係る繰延税金資産および繰延税金負債に関する認識および情報の開示に対する例外規定を適用しています。

(11) 外貨の換算基準

a. 外貨建取引

グループ各社の財務諸表は、その企業が営業活動を行う主要な経済環境における通貨（以下「機能通貨」）で作成しています。機能通貨以外の通貨（外貨）での取引は取引日の為替レートを用いて換算しています。

外貨建貨幣性項目は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しています。公正価値で測定している外貨建非貨幣性項目は、当該公正価値の測定日における為替レートで機能通貨に換算しています。

換算によって発生した為替換算差額は、純損益で認識しています。ただし、FVTOCIの資本性金融資産およびキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる換算差額はその他の包括利益で認識しています。

b. 在外営業活動体

連結計算書類を作成するために、在外営業活動体の資産および負債（取得により発生したのれんおよび公正価値の調整を含む）は、期末日の為替レートにより日本円に換算しています。

収益および費用については、四半期中の平均為替レートを用いて日本円に換算しています。ただし、取引日の為替レートによる換算の結果と近似しない場合には、取引日の為替レートを用いて換算しています。

在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる為替換算差額は、その他の包括利益で認識の上、その他の包括利益累計額に累積しています。

在外営業活動体について、支配の喪失および重要な影響力の喪失をした場合には、当該在外営業活動体に関連する累積為替換算差額は、処分した会計期間に純損益として認識しています。

(12) 企業結合の会計処理

企業結合は支配獲得日に、取得法によって会計処理しています。

企業結合時に引き渡した対価は、当社が移転した資産、当社が引き受けた被取得企業の旧所有者の負債、および支配獲得日における当社が発行した資本性金融商品の公正価値の合計として測定しています。取得関連費用は発生時に純損益で認識しています。

支配獲得日において、取得した識別可能な資産および引き受けた負債は、以下を除き、支配獲得日における公正価値で認識しています。

- ・繰延税金資産または繰延税金負債、および従業員給付に係る資産または負債は、それぞれIAS第12号「法人所得税」およびIAS第19号「従業員給付」に従って認識し、測定
- ・被取得企業の株式に基づく報酬契約、または被取得企業の株式に基づく報酬契約の当社の制度への置換えのために発行された負債または資本性金融商品は、支配獲得日にIFRS第2号「株式に基づく報酬」に従って測定
- ・売却目的に分類される資産または処分グループは、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って測定

のれんは、移転した対価と被取得企業の非支配持分の金額の合計が、支配獲得日における識別可能な資産および負債の正味価額を上回る場合にその超過額として測定しています。この差額が負の金額である場合には、直ちに純損益で認識しています。

当社は、非支配持分を公正価値、または当社で認識した識別可能純資産に対する非支配持分の比例割合で測定するかについて、個々の企業結合取引ごとに選択しています。段階的に達成する企業結合の場合、当社が以前に保有していた被取得企業の持分は支配獲得日の公正価値で再測定し、発生した利得または損失は純損益で認識しています。

支配獲得日前に計上していた被取得企業の持分の価値の変動に係るその他の包括利益の金額は、当社がその持分を処分した場合と同じ方法で会計処理しています。

企業結合の当初の会計処理が期末日までに完了しない場合、当社は、完了していない項目については暫定的な金額で報告しています。その後、新たに入手した支配獲得日時点に存在していた事実と状況について、支配獲得日時点に把握していたとしたら企業結合処理の認識金額に影響を与えていたと判断される場合、測定期間の修正として、支配獲得日に認識した暫定的な金額を遡及的に修正します。測定期間は支配獲得日から最長で1年間としています。

IFRS移行日前の企業結合により生じたのれんは、従前の会計基準（日本基準）で認識していた金額をIFRS移行日時点で引き継ぎ、これに減損テストを実施した後の帳簿価額で計上しています。

(13) ソフトバンク・ビジョン・ファンド事業に関する重要性がある会計方針

当社は、SVF 1、SVF 2 およびLatAmファンドに対し、以下の会計方針を採用しています。

a. 当社によるSVF 1、SVF 2 およびLatAmファンドの連結

SVF 1 およびSVF 2 は当社の100%子会社であるジェネラル・パートナーにより設立されたリミテッド・パートナーシップ（SVF 2 は傘下にSVF 2 LLCを含むリミテッド・ライアビリティ・カンパニーを保有）であり、その組織形態からストラクチャード・エンティティに該当します。当社は、以下の理由により、SVF 1 およびSVF 2 を連結しています。

2025年3月31日現在、SVF 1 およびSVF 2 の運営会社はそれぞれSBIAおよびSBGAで当社の英国100%子会社です。SVF 1 およびSVF 2 は、それぞれの運営会社に設置された投資委員会を通じて投資の意思決定を行うことから、当社は、SVF 1 およびSVF 2 に対しIFRS第10号「連結財務諸表」に規定するパワーを有しています。また、SBIAが成功報酬を受け取り、SBGAが業績連動型管理報酬を受け取ります。当社はリミテッド・パートナーに帰属する投資成果に応じた分配をリターンとして受け取ります。当社は、SVF 1 およびSVF 2 に対するパワーを通じ、当該リターンに影響を及ぼす能力を有することから、SVF 1 およびSVF 2 に対しIFRS第10号「連結財務諸表」で規定する支配を有しています。

LatAmファンドは、当社の100%子会社が出資するリミテッド・ライアビリティ・カンパニー（傘下にリミテッド・パートナーシップおよびその他の形態のエンティティを保有）です。当社は、LatAmファンドの議決権の過半数を保有していることから、LatAmファンドを連結しています。

SVF 1 からSBIAに支払われる管理報酬および成功報酬、SVF 2 からSBGAに支払われる管理報酬および業績連動型管理報酬ならびにLatAmファンドからSBGAに支払われる管理報酬、業績連動型管理報酬および成功報酬は内部取引として連結上消去しています。

b. SVF 1、SVF 2 およびLatAmファンドによる投資

(a) 子会社への投資

SVF 1、SVF 2 およびLatAmファンドが投資している投資先のうち、当社がIFRS第10号「連結財務諸表」で規定する支配を有している投資先は当社の子会社であり、その業績および資産・負債を当社の連結計算書類に取り込んでいます。

なお、SVF 1、SVF 2 およびLatAmファンドで計上した当社の子会社への投資に係る投資損益は、連結上消去します。

(b) 関連会社および共同支配企業への投資

SVF 1、SVF 2 およびLatAmファンドが投資している投資先のうち、当社がIAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」で規定する重要な影響力を有している投資先は当社の関連会社であり、IFRS第11号「共同支配の取決め」で規定するSVF 1、SVF 2 およびLatAmファンドを含む投資家による共同支配の取決めがあり、投資家が取決めの純資産に対する権利を有している投資先は当社の共同支配企業です。

SVF 1、SVF 2 およびLatAmファンドを通じた当社の関連会社および共同支配企業への投資については、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」第18項に基づきFVTPLの金融商品として会計処理し、連結財政状態計算書上、「SVFからの投資（FVTPL）」として表示しています。なお、ソフトバンクグループ(株)またはその子会社から、SVF 1、SVF 2 もしくはLatAmファンドへ移管された関連会社および共同支配企業への投資については、当該投資が移管前に持分法で会計処理されていた場合、SVF 1、SVF 2 もしくはLatAmファンドへの移管後も引き続き持分法を適用し、連結財政状態計算書上、「持分法で会計処理されている投資」として計上します。

当該投資についてSVF 1、SVF 2 およびLatAmファンドで計上した投資損益は、連結上消去し、持分法で会計処理した投資損益を連結損益計算書上、「その他の損益」として計上します。

(c) その他の投資

SVF 1、SVF 2 およびLatAmファンドを通じた当社のその他の会社への投資については、FVTPLの金融商品として会計処理しています。当該投資の連結財政状態計算書上の表示は上記「(b) 関連会社および共同支配企業への投資」と同様です。

c. SVF 1 およびSVF 2 に対するリミテッド・パートナーならびにLatAmファンド、SVF 2 LLCおよびSLA LLCへの出資者（以下「SVF投資家」）の出資持分

(a) 当社以外のSVF投資家（以下「外部投資家」）の出資持分

SVF 1、SVF 2 およびLatAmファンドの外部投資家の出資持分は、契約において存続期間が予め定められており、存続期間満了時における外部投資家への支払義務が明記されています。このため、SVF 1、SVF 2 およびLatAmファンドの外部投資家の出資持分は連結財政状態計算書上「SVFにおける外部投資家持分」として負債に計上し、「償却原価で測定する金融負債」に分類しています。当該負債の帳簿価額は、各期末でSVF 1、SVF 2 およびLatAmファンドを清算したと仮定した場合、契約に基づき外部投資家に帰属する持分の金額です。

SVF 2 およびLatAmファンドの外部投資家は、契約上、出資および関連する調整金等の支払いについて、SVF 2 LLCまたはSLA LLCの出資者となった日からSVF 2 LLCまたはSLA LLCの存続期限までの期間、その裁量により全額もしくは一部を任意の時点で支払うことが認められており、2025年3月31日現在、当社はSVF 2 およびLatAmファンドの外部投資家に対し未収金を認識しています。当該未収金は連結財政状態計算書上、「その他の金融資産（非流動）」に計上しています。

「SVFにおける外部投資家持分」は、外部投資家からの払込、外部投資家への分配・返還、SVF 1、SVF 2 およびLatAmファンドの業績により変動します。このうち、業績による変動は、連結損益計算書上、「SVFにおける外部投資家持分の増減額」として表示しています。

外部投資家に対する資金拠出の要請（以下「キャピタル・コール」）の将来実行可能額は、IFRS第9号「金融商品」の範囲外であるため、連結財政状態計算書に計上しません。

(b) 当社の出資持分

当社のSVF 1、SVF 2 およびLatAmファンドへの出資は、連結上消去しています。

(会計方針の変更に関する注記)

当社は、2025年3月31日に終了した1年間より以下の基準を適用しています。

基準書	基準名	改訂の概要
IAS第1号 (改訂)	財務諸表の表示 (2022年10月改訂)	・負債の流動負債または非流動負債への分類の明確化 ・特約条項付の長期債務に関する情報の開示を要求する改訂
IAS第7号 (改訂)	キャッシュ・フロー 計算書 (2023年5月改訂)	サプライヤー・ファイナンス契約の透明性を増進させるための開示を要求する改訂
IFRS第7号 (改訂)	金融商品：開示 (2023年5月改訂)	

上記の基準書の適用が、2025年3月31日に終了した1年間の連結計算書類に与える重要な影響はありません。

その他の新たな基準書および解釈指針の適用による当社への重要な影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

連結損益計算書

2024年3月31日に終了した1年間において独立掲記していた「持分法による投資損益」は、金額的重要性が乏しくなったため、2025年3月31日に終了した1年間より「その他の損益」に含めて表示しています。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 金融商品の公正価値

当社は、FVTPLで会計処理されているSVFからの投資ならびに投資有価証券について、公正価値の測定において見積りを行っています。詳細は、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項 (1) 金融資産の評価基準および評価方法」をご参照ください。

なお、SVFからの投資については「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項 (13) ソフトバンク・ビジョン・ファンド事業に関する重要性がある会計方針」および「(連結損益計算書に関する注記) 1. ソフトバンク・ビジョン・ファンド事業」をご参照ください。

2. デリバティブ（組込デリバティブを含む）の公正価値
当社は、デリバティブ金融資産およびデリバティブ金融負債について、その公正価値の測定において見積りを行っています。詳細は、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項 (1) 金融資産の評価基準および評価方法」、 「(連結損益計算書に関する注記) 2. 投資損益」 および 「(連結損益計算書に関する注記) 4. デリバティブ関連損益 (投資損益を除く)」 をご参照ください。
3. のれんの減損損失の認識および測定
当社は、のれんの減損テストにおいて見積りを行っています。詳細は、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項 (5) のれんの会計処理」 および 「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項 (6) 有形固定資産、使用権資産、無形資産およびのれんの減損 b. のれんの減損」 をご参照ください。
4. 引当金の認識および測定
当社は、引当金の認識および測定において見積りを行っています。詳細は、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項 (7) 重要な引当金の計上基準」 をご参照ください。
5. SVFにおける外部投資家持分の測定
当社は、SVFにおける外部投資家持分の測定において見積りを行っています。詳細は、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項 (13) ソフトバンク・ビジョン・ファンド事業に関する重要性がある会計方針」 および 「(連結損益計算書に関する注記) 1. ソフトバンク・ビジョン・ファンド事業」 をご参照ください。
6. 繰延税金資産の回収可能性の評価
当社は、繰延税金資産の回収可能性の評価において見積りを行っています。詳細は、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項 (10) 法人所得税の会計処理」 をご参照ください。
7. 偶発事象に係る負債および費用の認識
当社は、偶発事象に係る負債および費用の認識において見積りを行っています。詳細は、「(連結財政状態計算書に関する注記) 5. 偶発事象」 をご参照ください。

(連結財政状態計算書に関する注記)

1. 担保提供による借入金等

(1) 担保提供資産および対応債務

当社が担保に供している資産および担保権によって担保されている債務は、以下の通りです。

(単位：百万円)

担保に供している資産	
現金及び現金同等物	1,311
営業債権及びその他の債権	33,114
その他の金融資産（流動）	59,577
有形固定資産	4,413
投資有価証券（注1）（注2）	2,292,821
売却目的保有に分類された資産（注1）（注2）	550,440
合計	<u>2,941,676</u>

担保権によって担保されている債務

有利子負債	
短期借入金	29,796
1年内返済予定の長期借入金（注2）	368,936
1年内返済予定の株式先渡契約金融負債（注1）	997,843
長期借入金（注2）	228,669
営業債務及びその他の債務	1,787
その他の流動負債	383
合計	<u>1,627,414</u>

(注1) アリババ株式を利用し資金調達を行っている当社の複数の100%子会社は、それぞれが保有するアリババ株式を利用した先渡売買契約を金融機関との間で締結し資金調達を行っており、2025年3月31日において、当該契約に基づき、1年内返済予定の株式先渡契約金融負債997,843百万円に対して、アリババ株式を担保に供しています。なお、担保に供しているアリババ株式は2025年3月31日現在の連結財政状態計算書上、投資有価証券に1,015,737百万円、売却目的保有に分類された資産に533,818百万円計上しています。

(注2) 2025年3月31日において、当社100%子会社は、1年内返済予定の長期借入金343,868百万円および長期借入金65,499百万円に対して、保有するDeutsche Telekom AG（以下、ドイツテレコム）株式1,038,860百万円を担保に供しています。

上記の他、以下の資産を担保に供しています。

a. SVF 2

2025年3月31日において、SVF 2の1年内返済予定の長期借入金501,245百万円に対して、主にSVF 2の傘下子会社の出資持分を担保に供しています。当該借入契約には、SVF 2が保有する投資の公正価値の大幅な下落などの一定の事由を条件とした、現金担保差入条項および期限前返済条項が付されています。追加の現金担保を差し入れる条項または期限前返済となる条項が発動した際に、SVF 2が追加担保を差し入れない、または長期借入金の返済を行わない場合には、債権者は担保の処分が可能となります。当該長期借入金はリミテッドリコース債務です。

b. アーム

当社の100%子会社であるKronos I (UK) Limitedは、同社の100%子会社が保有するアームの株式769,029,000株およびKronos I (UK) Limitedの全保有資産（契約上定められた一部資産を除く）を担保に、85億米ドルをマージンローンにより借り入れています。2025年3月31日における連結財政状態計算書上、当該マージンローンは長期借入金に1,258,482百万円計上されています。

また、2024年12月に、Kronos I (UK) Limitedは当該借入コミットメントを50億米ドル増額しました。2025年3月31日時点で、当社は増額した50億米ドルについて追加の借入を行っていません。

当該マージンローンには、担保となるアームの株式の時価の大幅な下落などの一定の事由を条件とした、現金担保差入条項および期限前返済条項が付されています。

なお、当該マージンローンはソフトバンクグループ(株)に対してノンリコースです。

c. Tモバイル

当社は、Sprint CorporationとT-Mobile US, Inc.の合併取引に関連して、当社が引き受けた補償義務の履行に備えて、当社は本取引により取得したTモバイル株式のうち18,000,000株（2025年3月31日現在の帳簿価額717,813百万円）を担保に供しています。

d. ソフトバンク(株)

2025年3月31日において、当社の100%子会社はソフトバンク(株)株式を担保資産とした資金調達を行っています。

長期借入金795,974百万円に対して、当社が保有するソフトバンク(株)株式（所有株式数：19,148,580,700株）の一部9,592,326,020株を担保に供しています。当該借入金には担保となるソフトバンク(株)株式の時価の大幅な下落等の一定の事由が生じた場合、現金担保差入条項や期限前返済となる条項が付されており、借入金の早期返済を求められる可能性があります。また、期限前返済となる条項が発動した際に当社の100%子会社が借入金の返済を行わない場合には、債権者は担保株式の処分が可能となります。なお、当該借入金はノンリコース債務のため、ソフトバンクグループ(株)には遡及しません。

(2) その他

a. 売却として会計処理していないセール・アンド・リースバック取引による資産

セール・アンド・リースバック取引を行った結果、売却として会計処理していないため、当社が引き続き有形固定資産として計上しているものの、所有権を保有していない資産は、以下の通りです。

	(単位：百万円)
有形固定資産	743,783

これらの所有権を保有していない資産に対応する負債は、以下の通りです。

有利子負債

1年内返済予定の長期借入金	214,481
長期借入金	380,051
合計	<u>594,532</u>

b. 無形資産のリース契約による資産

IFRS第16号「リース」を適用していない無形資産のリース契約により取得した資産であるため、当社が譲渡、転貸または担保に供することが制限されている資産は、以下の通りです。

	(単位：百万円)
無形資産	261,046

これらの譲渡、転貸または担保に供することが制限されている資産に対応する負債は、以下の通りです。

有利子負債

1年内返済予定の長期借入金	94,774
長期借入金	138,518
合計	<u>233,292</u>

c. 日本銀行への預け金

銀行業を営む子会社は「準備預金制度に関する法律」により、受け入れている預金等の一定比率以上の金額（法定準備預金額）を日本銀行に預け入れる義務があります。2025年3月31日において、現金及び現金同等物のうち212,258百万円は銀行業を営む子会社の日銀預け金であり、法定準備預金額以上の金額を日本銀行に預け入れています。

2. 資産から直接控除した貸倒引当金

	(単位：百万円)
営業債権及びその他の債権	29,775
その他の金融資産（流動）	7,620
その他の流動資産	159
その他の金融資産（非流動）	142,882
合計	<u>180,436</u>

3. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額

(単位：百万円)
3,299,834

4. 使用権資産の減価償却累計額及び減損損失累計額

(単位：百万円)
490,274

5. 偶発事象

(1) 貸出コミットメント

当社における貸出コミットメントは、以下の通りです。

	(単位：百万円)
貸出コミットメント	11,252,282
貸出実行残高	1,280,976
未実行残高	<u>9,971,306</u>

当社における貸出コミットメントは、主にソフトバンク事業におけるクレジットカード会員へのショッピングおよびキャッシングの利用限度額です。

なお、当該利用限度額は、クレジットカード会員がその範囲内で随時利用できるため利用されない金額もあり、かつ、当社が任意に増減させることができるため、貸出未実行残高は必ずしも全額が貸出実行されるものではありません。また、当該貸出コミットメントの未実行残高の期日は、要求払いのため1年以内となります。

(2) 保証債務

当社における保証債務は、以下の通りです。

	(単位：百万円)
保証契約の総額	7,247
保証残高	6,208

(3) 訴訟

ソフトバンクグループ(株)および一部の子会社は、現在係争中の複数の訴訟等の当事者となっています。その最終結果について合理的に見積ることが困難な訴訟等については、引当金は計上していません。当社は、これらの訴訟等の結果が、現在入手可能な情報に基づき、当社の財政状態および経営成績に重大な悪影響を及ぼすものであるとは想定していません。

a. クレディ・スイス訴訟

2023年4月11日、Credit Suisse Virtuoso SICAV-SIF（以下「クレディ・スイス・ファンド」）およびGlas Trust Corporation Limited（以下クレディ・スイス・ファンドと併せて「原告」）は、サプライチェーンファイナンス会社であるGreensill Capital (UK) LimitedおよびGreensill Limitedと米国の建設会社であるKattera Inc.（以下「カテラ」）の特定の取引に関して、ソフトバンクグループ(株)、ソフトバンク・ビジョン・ファンド1および2（以下ソフトバンクグループ(株)と併せて「ソフトバンク当事者」）、ならびにGreensill Limitedに対して、英国高等法院に訴訟を提起しました。原告は、クレディ・スイス・ファンドが2020年にGreensill Capital (UK) Limitedから購入した、Greensill Limitedのカテラから購入した売掛金を裏付けとする債券について、ソフトバンク当事者が当該売掛金を奪う目的で、Greensill Limitedとカテラの間で再編取引を画策し、結果として、クレディ・スイス・ファンドが440百万米ドルの損失を被ったと主張しています。ソフトバンク当事者は、原告の主張には全く根拠がないと考えており、原告の主張を全面的に争っています。

b. ソフトバンク(株)を当事者とする訴訟

(a) ソフトバンク(株)は、2015年4月30日に、日本郵政インフォメーションテクノロジー(株)（以下「JPiT」）を被告として、全国の郵便局等2万7千拠点を結ぶ通信ネットワークを新回線（5次PNET）へ移行するプロジェクトに関してJPiTから受注した通信回線の敷設工事等の追加業務に関する報酬等の支払いを求める訴訟を東京地方裁判所に提起しました。

ソフトバンク(株)は、2013年2月7日付で締結した契約により、全国の日本郵政グループの事業所拠点へ通信回線を整備する業務等をJPiTから受注し、その業務を遂行してきましたが、JPiTからの要請により、当初の契約における受注業務の範囲を超える業務も実施してきました。

ソフトバンク(株)は、この追加業務に関する報酬等について、JPiTとの間で、これまで長期間にわたり交渉を継続してきましたが、協議による解決には至りませんでした。このため、やむを得ず、当該追加業務に関する報酬等の支払いを求めて訴訟を提起したものです。

(b) ソフトバンク(株)は、2015年4月30日に、JPiTを原告、ソフトバンク(株)および(株)野村総合研究所（以下「NRI」）を共同被告とする訴訟の提起を受けました。

JPiTは、当該訴訟において、ソフトバンク(株)およびNRIに対し、上記(a)に記載の5次PNETへ移行するプロジェクトに関して両社に発注した業務の履行遅滞等に伴い損害が生じたとして、連帯してその賠償をするように求めています。

なお、2015年7月29日付で、上記 (b) の訴訟を上記 (a) の訴訟に併合する決定がありました。

2022年9月9日に、東京地方裁判所において、ソフトバンク(株)からJPiTへ損害金および遅延損害金の支払いを命じる判決が言い渡されました。

ソフトバンク(株)は、当該判決を不服として2022年9月22日に東京高等裁判所へ控訴し、2024年3月21日に同裁判所において、JPiTからソフトバンク(株)へ追加業務に関する報酬等および遅延損害金の支払いを命じるとともに、JPiTのソフトバンク(株)に対する請求を全て棄却するという判決がありました。

ソフトバンク(株)およびJPiTは、当該判決について最高裁判所へ上告および上告受理申立てを行っています。

6. 財務制限条項およびその他の特約条項

(1) ソフトバンクグループ(株)の有利子負債に付されている財務制限条項およびその他の特約条項

ソフトバンクグループ(株)の有利子負債には財務制限条項およびその他の特約条項が付されており、主な内容は次の通りです。

- a. 連結会計年度末における当社の連結財政状態計算書において債務超過とならないこと。
- b. 事業年度の末日におけるソフトバンクグループ(株)の貸借対照表に示される純資産の部の金額を3,698億円以上に維持すること。
- c. 事業年度末および第2四半期末（以下、「コベナンツ判定期日」）におけるソフトバンクグループ(株)の現預金の残高が、当該コベナンツ判定期日から12カ月間においてソフトバンクグループ(株)が発行する社債償還のために必要となる資金の金額以上であること。

(2) ソフトバンク(株)の有利子負債に付されている財務制限条項およびその他の特約条項

ソフトバンク(株)の有利子負債には財務制限条項およびその他の特約条項が付されており、主な内容は次の通りです。

- a. 連結会計年度末および第2四半期末において、ソフトバンク(株)の連結財政状態計算書における資本の額が、前年同期比75%を下回らないこと。
- b. 事業年度末および第2四半期末において、ソフトバンク(株)の貸借対照表における純資産の額が、前年同期比75%を下回らないこと。
- c. 連結会計年度において、ソフトバンク(株)の連結損益計算書における営業損益または純損益が2期連続損失とならないこと。
- d. 事業年度において、ソフトバンク(株)の損益計算書における営業損益または当期純損益が2期連続損失とならないこと。
- e. 連結会計年度末および第2四半期末において、ソフトバンク(株)のネットレバレッジ・レシオ（注1）が一定の数値を上回らないこと。

（注1）ネットレバレッジ・レシオ：ネットデット（注2）÷調整後EBITDA（注3）

（注2）ネットデット：ソフトバンク(株)の連結財政状態計算書に示される有利子負債から現金及び現金同等物に一定の調整を加えたものを控除した額。なお、ここでいう有利子負債には資産流動化（証券化）の手法による資金調達取引から生じた有利子負債を含めないなど一定の調整あり。

（注3）調整後EBITDA：EBITDAに金融機関との契約で定められた一定の調整を加えたもの。

(3) LINEヤフー(株)の有利子負債に付されている財務制限条項およびその他の特約条項
LINEヤフー(株)の有利子負債には、財務制限条項およびその他の特約条項が付されており、主な内容は次の通りです。

- a. 各決算期における決算期の各末日時点におけるLINEヤフー(株)の指定国際会計基準の貸借対照表に表示される純資産の額が、前年同期比75%を下回らないこと。
- b. 各決算期における第2四半期と決算期の各末日時点におけるLINEヤフー(株)の連結財政状態計算書に表示される資本の額が、前年同期比75%を下回らないこと。
- c. 各決算期における決算期の各末日時点におけるLINEヤフー(株)の指定国際会計基準の貸借対照表において債務超過とならないこと。
- d. 各決算期における第2四半期と決算期の各末日時点におけるLINEヤフー(株)の連結財政状態計算書において債務超過とならないこと。
- e. 各決算期における決算期末日時点におけるLINEヤフー(株)の指定国際会計基準の損益計算書に表示される営業損益または当期純損益に関して2期連続して損失とならないこと。
- f. 各決算期における決算期末日時点におけるLINEヤフー(株)の連結損益計算書に表示される営業損益または当期純損益に関して2期連続して損失とならないこと。
- g. 各決算期における第2四半期と決算期の各末日時点におけるLINEヤフー(株)のネットレバレッジ・レシオ(注1)が一定の数値以下であること。

(注1) ネットレバレッジ・レシオ：ネットデット(注2)÷調整後EBITDA(注3)

(注2) ネットデット：LINEヤフー(株)の連結財政状態計算書に示される有利子負債から現金及び現金同等物を控除した額。なお、ここでいう有利子負債には資産流動化(証券化)の手法による資金調達取引から生じた有利子負債を含めない、PayPay銀行(株)の有利子負債および現金及び現金同等物は、有利子負債および現金及び現金同等物に含めない等の一定の調整あり。

(注3) 調整後EBITDA：EBITDAに金融機関との契約で定められた一定の調整を加えたもの。

(連結損益計算書に関する注記)

1. ソフトバンク・ビジョン・ファンド事業

(1) ソフトバンク・ビジョン・ファンド事業の損益

a. 概要

ソフトバンク・ビジョン・ファンド事業の損益(税引前利益)はソフトバンク・ビジョン・ファンド事業の成果から外部投資家に帰属する損益を控除したものです。外部投資家に帰属する損益は、SVF1、SVF2およびLatAmファンドの投資損益から各ファンドの運営会社に支払われる管理報酬、業績連動型管理報酬、成功報酬、および各ファンドの営業費用ならびにその他の費用を控除した金額を、持分に応じて外部投資家に配分した金額です。

税引前利益より控除される外部投資家に帰属する金額は、「SVFにおける外部投資家持分の増減額」として表示されています。

b. ソフトバンク・ビジョン・ファンド事業の損益

ソフトバンク・ビジョン・ファンド事業の損益の内訳は以下の通りです。

(単位：百万円)

2025年3月31日に
終了した1年間

SVF事業からの投資損益	
SVF 1、SVF 2 およびLatAmファンドからの投資損益	
投資の実現損益 (注1) (注2) (注3)	△1,366,533
投資の未実現評価損益	
当期計上額 (注4)	314,724
過年度計上額のうち実現損益への振替額 (注3) (注5)	1,237,963
投資先からの利息及び配当金	8,451
投資に係るデリバティブ関連損益	8,151
為替換算影響額 (注3) (注6)	266,660
小計	469,416
その他の投資損益	△34,513
SVF事業からの投資損益合計	434,903
販売費及び一般管理費	△62,169
財務費用 (支払利息)	△40,244
SVFにおける外部投資家持分の増減額	△491,898
その他の損益 (注7)	44,390
ソフトバンク・ビジョン・ファンド事業の損益 (税引前利益)	△115,018

(注1) 投資の売却額から投資額を差し引いた金額です。現金を対価とした売却による実現損益のほか、株式交換や投資先の組織再編による処分に伴う実現損益が含まれています。

(注2) 2023年8月に、SVF 1は保有するアーム株式を161億米ドル (以下「本取引対価」) で当社100%子会社へ売却 (以下「本取引」) しました。本取引において、本取引対価は4分割で支払われます。最初の支払いは取引完了時点で完了し、残りの3回は2025年8月までの2年間で分割して支払われます。売却日時点では本取引対価の割引現在価値 (151億米ドル) から投資額 (82億米ドル) を差し引いた金額を投資の実現損益として計上し、本取引対価と当該割引現在価値の差額については売却日以降2年間にわたり収益として認識し、投資の実現損益に計上します。SVF 1が本取引に伴い計上した実現利益75,333百万円に関しては、上記ソフトバンク・ビジョン・ファンド事業の損益において、SVF事業からの投資損益に含めていますが、子会社株式に関するグループ内取引のため、連結上消去しています。

- (注3) 2024年5月30日に破産裁判所はWeWorkの再生計画を承認し、2024年6月11日にWeWorkは米国連邦破産法11条（以下「Chapter11」）に基づく手続きを完了しました。本再生計画に基づき、Restructuring Support Agreementに従い、SVF 1 およびSVF 2 のChapter11適用前の株式は消滅しました。さらに、申立前債権について、一部が消滅し、残りは新たなWeWorkの株式に転換されました。これに伴い、従前よりSVF 1 およびSVF 2 の保有していた同社株式、ワラントおよび債券の認識を中止し、SVF 2 はWeWorkより新たに発行された株式を認識しました。SVF 1 およびSVF 2 は本取引により実現損失1,050,033百万円、未実現評価利益（過年度計上額のうち実現損益への振替額）848,458百万円、為替換算影響額201,994百万円の利益を計上しました。これらのSVF事業からの投資損益への影響額は419百万円の利益となります。なお、2021年8月に当社が同社株式をSVF 2 に移管するまでの期間に計上した同社株式に関する投資損益については、「2. 投資損益（1）持株会社投資事業からの投資損益（注2）」をご参照ください。
- (注4) SVF 1 およびSVF 2 が保有する当社子会社（主にPayPay(株)）の株式に係る未実現評価損失（純額）29,424百万円に関しては、上記ソフトバンク・ビジョン・ファンド事業の損益において、SVF事業からの投資損益（投資の未実現評価損益の当期計上額）に含めていますが、連結上消去しています。連結上消去した未実現評価損益は、連結損益計算書上の「SVF事業からの投資損益」には含めていません。
- (注5) 過年度に「SVF事業からの投資損益」として計上していた投資の未実現評価損益のうち、当期に実現した分を「投資の実現損益」に振り替えた金額です。
- (注6) 投資の未実現評価損益は当該評価損益が生じた四半期の平均為替レートを用いて換算する一方、投資の実現損益は当該株式を処分した四半期の平均為替レートを用いて換算します。「為替換算影響額」は、未実現評価損益と実現損益の換算に使用する為替レートの差により生じた金額です。
- (注7) 2024年6月11日のWeWorkのChapter11に基づく手続き完了後、承認された再建計画に基づき、貸付金として認識しているJunior TLCファシリティのうち、一部は超過担保のため現金で返済され、Chapter11完了日までに引き出された分はWeWorkの新株式に転換されました。当該貸付金の2024年3月末における連結財政状態計算書上の計上額（回収可能価額）は零でしたが、残存する貸付金の回収可能性を見直した結果、23,360百万円の利益を計上しました。

(2) SVFにおける外部投資家持分

a. SVF投資家による拠出の種類と分配の性質

SVF投資家による拠出は、契約の定める分配の性質により、エクイティとプリファード・エクイティに分類されます。プリファード・エクイティは、その分配と拠出した資金の返還において、エクイティに優先します。

SVF 1、SVF 2 およびLatAmファンドの投資成果は、契約の定める配分方法に従って当社と外部投資家からなるSVF投資家の持分に配分され、SVF 1 およびLatAmファンドについてはSBIAおよびSBGAへの成功報酬にも配分されます。配分されたSVF投資家の持分は、その拠出したエクイティの割合に応じて各SVF投資家の持分となります。当該持分は、投資の売却や配当および株式の資金化により、SVF 1、SVF 2 およびLatAmファンドに資金が流入した後、各SVF投資家に成果分配額として支払われます。

SVF 1において、プリファード・エクイティを拠出したSVF投資家には、その拠出したプリファード・エクイティの金額に対して年率7%で算定された固定分配額が、原則、毎年6月および12月の最終営業日に支払われます。

SVF 2 およびLatAmファンドの外部投資家が拠出するエクイティの性質および付帯する条件等については「(その他の注記) 1. 配当受領権制限付き共同出資プログラムに係る関連当事者との取引」をご参照ください。なお、SVF 2 およびLatAmファンドにおいてプリファード・エクイティを拠出した外部投資家はいません。

以下において、エクイティを拠出した外部投資家を成果分配型投資家、プリファード・エクイティを拠出した外部投資家を固定分配型投資家と呼びます。

b. 外部投資家持分の期中増減表

(a) SVF 1 の外部投資家持分

連結財政状態計算書の「SVFにおける外部投資家持分」に含まれるSVF 1における外部投資家持分の期中の増減は、以下の通りです。

	(単位：百万円)	
	SVF 1 の外部投資家持分 (流動負債と非流動負債 の合計)	
		(内訳)
2024年4月1日	4,680,417	
外部投資家持分の増減額	500,984	
固定分配型投資家帰属分		98,201
成果分配型投資家帰属分		402,783
外部投資家に対する分配額・返還額	△1,485,774	
外部投資家持分に係る為替換算差額	△47,980	
2025年3月31日	<u>3,647,647</u>	

(b) SVF 2 の外部投資家持分および未収金

連結財政状態計算書の「SVFにおける外部投資家持分」に含まれるSVF 2における外部投資家持分の残高、および2025年3月31日に終了した1年間における外部投資家持分の増減はありません。なお、SVF 2の外部投資家は成果分配型投資家です。

当社はSVF 2の外部投資家に対する未収金を計上しています。連結財政状態計算書の「その他の金融資産（非流動）」に含まれる当該未収金の期中の増減は、以下の通りです。なお、SVF 2の外部投資家に対する未収金の詳細は「(その他の注記) 1. 配当受領権制限付き共同出資プログラムに係る関連当事者との取引 (1) SVF 2と関連当事者との取引」をご参照ください。

	(単位：百万円)
	SVF 2の外部投資家に 対する未収金
2024年4月1日	448,931
外部投資家に課されるプレミアムに対する未収金の発生額	12,603
未収金に係る為替換算差額	△5,870
2025年3月31日	455,664

(c) LatAmファンドの外部投資家持分および未収金

連結財政状態計算書の「SVFにおける外部投資家持分」に含まれるLatAmファンドにおける外部投資家持分の期中の増減は、以下の通りです。なお、LatAmファンドの外部投資家は成果分配型投資家です。

	(単位：百万円)
	LatAmファンドの 外部投資家持分 (流動負債と非流動負債 の合計)
2024年4月1日	14,086
外部投資家持分の増減額	△9,086
外部投資家持分に係る為替換算差額	150
2025年3月31日	5,150

当社はLatAmファンドの外部投資家に対する未収金を計上しています。連結財政状態計算書の「その他の金融資産（非流動）」に含まれる当該未収金の期中の増減は、以下の通りです。なお、LatAmファンドの外部投資家に対する未収金の詳細は「(その他の注記) 1. 配当受領権制限付き共同出資プログラムに係る関連当事者との取引 (2) LatAmファンドと関連当事者との取引」をご参照ください。

	(単位：百万円)
	LatAmファンドの外部 投資家に対する未収金
2024年4月1日	105,278
外部投資家に課されるプレミアムに対する未収金の発生額	2,964
未収金に係る為替換算差額	△1,378
2025年3月31日	106,864

c. 外部投資家に対するキャピタル・コールの将来実行可能額

2025年3月31日におけるSVF 1の外部投資家に対するキャピタル・コールの将来実行可能額は82億米ドルです。

(3) 管理報酬および成功報酬

ソフトバンク・ビジョン・ファンド事業の損益に含まれる、管理報酬、業績連動型管理報酬および成功報酬の性質は以下の通りです。

a. SVF 1の管理報酬および成功報酬

SVF 1におけるSBIAへの管理報酬は、リミテッド・パートナーシップ・アグリーメントに基づき、拠出されたエクイティ額のうち、投資の取得に利用した金額に対して原則年率1%で計算されます。当該管理報酬は、四半期ごとにSVF 1からSBIAへ支払われますが、将来の投資成績を反映した一定の条件に基づくクローバック条項が設定されています。

SVF 1におけるSBIAへの成功報酬は、成果分配同様、リミテッド・パートナーシップ・アグリーメントに定められた配分方法に基づき算定されます。SBIAは、投資の売却や配当および株式の資金化により、SVF 1に資金が流入した後、当該成功報酬相当額を受け取ります。成功報酬には、将来の投資成績に基づく一定の条件の下、クローバック条項が設定されています。

SBIAはSVF 1の開始以降に成功報酬として累計454百万米ドルを受け取りましたが、2023年6月30日に終了した3カ月間において、当該成功報酬（税金控除後）は、クローバック条項に従いSVF 1を通じてリミテッド・パートナーへ分配されました。

b. SVF 2の管理報酬および業績連動型管理報酬

SVF 2におけるSBGAへの管理報酬は、契約に基づき、投資の取得原価に対して原則年率0.7%で計算されます。当該管理報酬は、四半期ごとにSVF 2からSBGAへ支払われます。

SVF 2 におけるSBGAへの業績連動型管理報酬は、契約に定められた一定期間の投資成果を勘案の上、あらかじめ合意された原則に従って決定されます。SBGAは、投資成果を勘案するために契約で定められた一定期間の経過後、投資の売却や配当および株式の資金化によりSVF 2 に資金が流入している場合に、業績連動型管理報酬を受け取ります。

なお、SVF 2 の開始時から2025年3月31日までの間、SBGAに支払われた業績連動型管理報酬はありません。

c. LatAmファンドの管理報酬、業績連動型管理報酬および成功報酬

LatAmファンドにおけるSBGAへの管理報酬は、契約に基づき、投資の取得原価を勘案して計算されます。当該管理報酬は、四半期ごとにLatAmファンドからSBGAへ支払われます。

LatAmファンドにおけるSBGAへの業績連動型管理報酬は、契約に定められた一定期間の投資成果を勘案の上、あらかじめ合意された原則に従って決定されます。SBGAは、投資成果を勘案するために契約で定められた一定期間の経過後、投資の売却や配当および株式の資金化によりLatAmファンドに資金が流入している場合に、業績連動型管理報酬を受け取ります。

LatAmファンドにおけるSBGAへの成功報酬は、成果分配同様、契約に定められた配分方法に基づき算定されます。SBGAは、投資の売却や配当および株式の資金化により、LatAmファンドに資金が流入した後、当該成功報酬相当額を受け取ります。

なお、LatAmファンドの開始時から2025年3月31日までの間、SBGAに支払われた業績連動型管理報酬および成功報酬はありません。

2. 投資損益

(1) 持株会社投資事業からの投資損益

持株会社投資事業からの投資損益の内訳は、以下の通りです。

	(単位：百万円)
	2025年3月31日に 終了した1年間
資産運用子会社からの投資の実現損益	△39,323
資産運用子会社からの投資の未実現評価損益	△10,888
投資の実現損益（注1）（注2）（注3）	△109,862
投資の未実現評価損益（注1）（注2）（注3）	3,580,069
投資に係るデリバティブ関連損益（注3）（注4）	△297,653
為替換算影響額（注2）（注3）（注5）	199,888
その他	91,590
合計	<u>3,413,821</u>

(注1) アリババ株式の株式先渡売買契約の現物決済により、投資の実現利益280,516百万円、投資の未実現評価利益（過年度計上額のうち実現損益への振替額）900,335百万円を計上しました。また、2025年3月31日時点で保有するアリババ株式の公正価値変動により、投資の未実現評価利益695,057百万円を計上しました。

(注2) WeWorkのChapter11に基づく手続きが完了したことにより、WeWork株式に係る投資の実現損失649,975百万円、投資の未実現評価利益（過年度計上額のうち実現損益への振替額）447,483百万円、為替換算影響額202,492百万円の利益を計上しました。

これらの損益は、2021年8月に当社がSVF2に同社株式を移管するまでの期間に計上した投資の未実現評価損失を、2025年3月31日に終了した1年間に投資の実現損失に振り替えたことにより計上したため、「持株会社投資事業からの投資損益」合計への影響額は零です。本取引の詳細は「1. ソフトバンク・ビジョン・ファンド事業 (1) ソフトバンク・ビジョン・ファンド事業の損益 b. ソフトバンク・ビジョン・ファンド事業の損益」をご参照ください。

(注3) 2024年6月7日に、当社がドイツテレコムに付与したTモバイル株式を対象とする株式購入オプションの一部が行使され、当社はTモバイル株式6,728,701株を売却しました。この結果、投資の実現利益78,277百万円、投資の未実現評価損失（過年度計上額のうち実現損益への振替額）50,043百万円、投資に係るデリバティブ関連損失17,753百万円、為替換算影響額11,066百万円の損失を計上しました。また、2025年3月31日時点で保有するTモバイル株式の公正価値変動により、投資の未実現評価利益1,346,194百万円を計上しました。

(注4) 主に上場株式を対象としたオプション取引に係る損失285,533百万円を計上しました。

(注5) 投資の未実現評価損益は当該評価損益が生じた四半期の平均為替レートを用いて換算する一方、投資の実現損益は当該株式を処分した四半期の平均為替レートを用いて換算します。「為替換算影響額」は、未実現評価損益と実現損益の換算に使用する為替レートの差により生じた金額です。

(2) SVF事業からの投資損益

SVF事業からの投資損益に関する詳細は、「1. ソフトバンク・ビジョン・ファンド事業 (1) ソフトバンク・ビジョン・ファンド事業の損益」をご参照ください。

3. 財務費用

財務費用の内訳は、以下の通りです。

	(単位：百万円)
	2025年3月31日に
	終了した1年間
支払利息	<u>△581,559</u>

4. デリバティブ関連損益 (投資損益を除く)

アリババ株式先渡売買契約およびアリババ株式先渡売買契約に関連するコールスプレッド契約によりデリバティブ関連損失1,698,697百万円を計上しました。

5. その他の損益

その他の損益の内訳は、以下の通りです。

	(単位：百万円)
	2025年3月31日に
	終了した1年間
受取利息	119,530
持分法による投資損益	△13,357
子会社の支配喪失利益 (注1)	136,225
米国における税額控除制度を通じた利益 (注2)	71,927
企業結合に伴う再測定による利益 (注3)	55,553
FVTPLの金融商品から生じる損益 (注4)	23,044
持分法投資の減損損失	△26,023
その他	△12,648
合計	<u>354,251</u>

(注1) 当社が子会社を通じて保有していたフォートレスの全持分をMubadala Investment Company PJSCの子会社に売却した結果、フォートレスに対する支配を喪失したことに伴い発生した利益93,139百万円が含まれています。

- (注2) 米国では再生可能エネルギー促進のため、一定の要件を満たした場合、設備投資額に基づく税額控除 (Investment Tax Credit、以下「ITC」) や発電設備の税務上の加速償却など、再生可能エネルギー発電事業者にとって様々な税制優遇措置があります。さらに事業者は、ITCを第三者に譲渡可能であり、また税務上の減価償却費を発電所建設プロジェクトの投資家に配賦することができます。
- 米国で太陽光発電所の建設および運営を手掛けるSBE Globalは、外部投資家 (以下「Tax Equity投資家」) とパートナーシップ契約を締結し、Tax Equity投資家はプロジェクトに資金を拠出します。SBE Globalは当該契約に基づき、プロジェクトが享受する税制優遇をTax Equity投資家に配賦する義務があり、Tax Equity投資家からの拠出の大部分は当該税制優遇を配賦するまで負債として繰り延べられます。
- SBE GlobalがTax Equity投資家に税制優遇を配賦した金額71,927百万円を「米国における税額控除制度を通じた利益」として計上しています。
- (注3) 2024年7月2日に、当社の持分法適用関連会社であったSBE Globalの持分を追加取得し、SBE Globalは当社の100%子会社となりました。これに伴い、既存の投資持分を公正価値測定した結果、企業結合に伴う再測定による利益55,553百万円を計上しました。
- (注4) 2024年6月11日のWeWorkのChapter11に基づく手続き完了後、承認された再建計画に基づき、貸付金として認識しているJunior TLCファシリティのうち、一部は超過担保のため現金で返済され、Chapter11完了日までに引き出された分はWeWorkの新株式に転換されました。当該貸付金の2024年3月末における連結財政状態計算書上の計上額 (回収可能価額) は零でしたが、残存する貸付金の回収可能性を見直した結果、23,360百万円の利益を計上しました。

(連結持分変動計算書に関する注記)

1. 2025年3月31日における発行済株式の種類および株式数

普通株式 1,469,995,230株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年6月21日 定時株主総会	普通株式	32,250	22	2024年3月31日	2024年6月24日	利益剰余金
2024年10月21日 取締役会	普通株式	31,835	22	2024年9月30日	2024年12月3日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	31,627	22	2025年3月31日	2025年6月30日	利益剰余金

3. 2025年3月31日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類および数

普通株式 364,200株

4. その他の資本性金融商品

ソフトバンクグループ(株)は2017年7月19日に、米ドル建ノンコール6年永久劣後特約付社債（利払繰延条項付）27.5億米ドルおよび米ドル建ノンコール10年永久劣後特約付社債（利払繰延条項付）17.5億米ドル（以下あわせて「本ハイブリッド社債」）を発行しました。なお、ソフトバンクグループ(株)は米ドル建ノンコール6年永久劣後特約付社債について、初回任意償還日である2023年7月19日までに全額を償還しました。

本ハイブリッド社債は、利息の任意繰延が可能であり償還期限の定めがなく、清算による残余財産の分配時を除き現金またはその他の資本性金融資産の引渡しを回避する無条件の権利を有していることから、IFRS上資本性金融商品に分類されます。

また、利払日である2024年7月19日および2025年1月20日に利息の支払が完了しており、「その他の資本性金融商品の所有者に対する分配」として、連結持分変動計算書において「利益剰余金」がそれぞれ9,475百万円、9,392百万円減少しています。

なお、2025年3月31日時点において、支払が確定していないためその他の資本性金融商品の所有者に対する分配として認識していない経過利息の金額は、3,598百万円です。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 財務リスク管理

当社は、多岐にわたる事業を展開しており、事業を営む上で様々な財務上のリスク（為替リスク、価格リスク、金利リスク、信用リスクおよび流動性リスク）が発生します。当社は、当該財務上のリスクの未然防止および低減のために、一定の方針に従いリスク管理を行っています。

なお、当社におけるデリバティブ取引については、財務規程に従い、原則実需に伴う取引とし、定められた取引執行手続を経た上で実行しています。

(2) 市場リスク

a. 為替リスク

当社は、投資、出資および合併会社設立などを通じた国際的な事業展開を行っています。当社事業のうち投資事業では、主に海外子会社において多数の外貨建投資銘柄を保有しています。また、当社は海外子会社との外貨建貸付および借入や、海外取引先との外貨建取引を行っています。これらの結果として、主に米ドル、中国人民元およびユーロのレートの変動によって生じる為替リスクに晒されています。

当社は、当該リスクを管理することを目的として、為替相場の継続的なモニタリングおよび当社の為替エクスポージャーの管理を行っています。また、当該リスクを回避する目的で為替予約取引および通貨スワップ取引を利用しています。

b. 価格リスク

当社は、事業戦略上の目的で上場株式などの活発な市場で取引される有価証券を保有しており、市場価格の変動リスクに晒されています。当社は、市場価格の変動リスクを管理するため、発行体の財務状況や市場価格の継続的なモニタリングを行っています。

c. 金利リスク

当社は、有利子負債による資金調達を行っています。有利子負債のうち一部は変動金利であり、金利変動リスクに晒されています。変動金利の有利子負債は、金利上昇によって支払利息が増加するリスクがあります。当社は、金利変動リスクの未然防止のため、固定金利と変動金利の有利子負債の適切な組み合わせを維持し、また、金利変動リスクの低減のため、一部の変動金利の有利子負債については支払利息の固定化を図るために金利スワップ契約等のデリバティブ取引を利用しています。また、変動金利の有利子負債について、金利変動の継続的なモニタリングを行っています。

(3) 信用リスク

当社は、事業を営む上で、営業債権及びその他の債権、契約資産およびその他の金融資産（預金、株式、債券およびデリバティブなど）において、取引先の信用リスクがあります。当社は、当該リスクの未然防止または低減のため、過度に集中した信用リスクのエクスポージャーを有していません。また、当該リスクの管理のため、当社は、グループ各社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握しています。デリバティブ取引の執行・管理については、財務規程に基づき運用されており、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、信用格付の高い金融機関とのみ取引を行っています。

(4) 流動性リスク

当社は、流動性リスクの未然防止または低減のため、市場環境や長短のバランスを勘案して、銀行借入やリース等による間接調達のほか、社債やコマーシャル・ペーパーの発行、債権流動化等の直接調達を行い、資金調達手段の多様化を図っています。また、資金の運用については、主に預金、MMFおよび投資適格債などにより運用しています。また、当社は、流動性資金およびキャッシュ・フローの予算と実績について継続的にモニタリングしています。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

(1) 公正価値ヒエラルキーのレベル別分類

当初認識後に経常的に公正価値で測定する金融商品は、測定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、公正価値ヒエラルキーの3つのレベルに分類しています。

当該分類において、公正価値のヒエラルキーは、以下のように定義しています。

レベル1：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により測定した公正価値

レベル2：レベル1以外の直接または間接的に観察可能なインプットを使用して測定した公正価値

レベル3：観察可能でないインプットを使用して測定した公正価値

公正価値測定に複数のインプットを使用している場合には、その公正価値測定の全体において重要な最も低いレベルのインプットに基づいて公正価値のレベルを決定しています。

振替の原因となった事象または状況の変化が認められた時点で、公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替を行っています。

なお、2025年3月31日に終了した1年間において、レベル1とレベル2の間における重要な振替はありません。

経常的に公正価値で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキーに基づくレベル別分類は、以下の通りです。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
SVFからの投資 (FVTPL)	3,414,027	96	7,996,799	11,410,922
株式 (SVFからの投資 (FVTPL) を除く)	7,016,951	—	577,284	7,594,235
債券および貸付金 (SVFからの投資 (FVTPL) を除く)	814,793	127,084	127,395	1,069,272
デリバティブ金融資産				
為替契約	—	228,792	—	228,792
オプション契約	9	—	37,386	37,395
金利契約	—	10,632	—	10,632
フォワード契約	—	—	2,468	2,468
その他	228	—	—	228
その他	132,511	800	611,974	745,285
合計	11,378,519	367,404	9,353,306	21,099,229
金融負債				
デリバティブ金融負債				
為替契約	—	20,275	—	20,275
オプション契約	—	1,056	41,201	42,257
金利契約	—	3,040	—	3,040
スワップ契約	—	—	18,675	18,675
フォワード契約	—	551,943	—	551,943
株式カラー取引	—	308,374	—	308,374
その他	102	—	—	102
子会社が発行した負債性金融商品 (注)	—	—	73,980	73,980
その他	1,141	—	8,550	9,691
合計	1,243	884,688	142,406	1,028,337

(注) SBE Globalが発行した負債性金融商品です。任意の償還日に応じて償還額が変動するためFVTPLの金融負債に分類し、四半期ごとに公正価値で測定しています。

経常的に公正価値で測定する金融商品の公正価値の主な測定方法は、以下の通りです。

a. SVFからの投資 (FVTPL)、株式、債券および貸付金

活発な市場における同一銘柄の相場価格が入手できる場合の公正価値は、当該相場価格を使用して測定し、レベル1に分類しています。

活発な市場における同一銘柄の相場価格が入手できない場合、直近の独立した第三者間取引やファイナンス価格の情報が利用可能な場合は、公正価値はそのような直近の取引価格に基づき評価され、評価対象銘柄の発行企業が属する市場動向や企業の業績によって調整されます。

これらの直近の取引情報が利用できない場合の企業価値評価には、マーケット・アプローチ、インカム・アプローチ、またはネットアセット・アプローチを用いています。

マーケット・アプローチは、評価対象会社と比較可能な類似会社の情報が利用可能な場合に利用され、評価対象会社の財務諸表数値と比較対象となる他社のEV/収益やEV/EBITDA等の評価倍率を用いた評価手法です。インカム・アプローチは、信頼できるキャッシュ・フロー計画が利用できる場合に利用され、収益成長率等を加味した見積り将来キャッシュ・フローを割引率で割引くことで現在価値を算定します。ネットアセット・アプローチは、評価対象会社の貸借対照表上の純資産をベースに株式価値を算定します。上記で算定された企業価値は、投資先の資本構成に応じて各種類株式の株主価値に配分されます。その配分には、主として株式の権利や優先権を考慮したオプション価格法や、新規株式公開等により優先株式が普通株式に転換される可能性を考慮した方法を用いています。

これらの測定に使用する相場価格や割引率などのインプットのうち、全ての重要なインプットが観察可能である場合はレベル2に分類し、重要な観察可能でないインプットを含む場合はレベル3に分類しています。

b. デリバティブ金融資産およびデリバティブ金融負債

デリバティブ金融商品の公正価値は、活発な市場における同一商品の相場価格が入手できる場合の公正価値は、当該相場価格を使用して測定し、レベル1に分類しています。

活発な市場における同一商品の相場価格が入手できない場合、割引キャッシュ・フロー法またはブラック・ショールズモデルなどの評価技法や活発でない市場における相場価格などを使用して測定しています。測定に使用する外国為替レートや割引率などのインプットのうち、全ての重要なインプットが観察可能である場合はレベル2に分類し、重要な観察可能でないインプットを含む場合はレベル3に分類しています。

(2) レベル3に分類した金融商品の公正価値測定

a. 評価技法およびインプット

公正価値（レベル3）の測定は、主に類似会社比較法、取引事例法、および割引キャッシュ・フロー法を採用しています。

レベル3に分類した金融商品の主なものは「SVFからの投資（FVTPL）」であり、「SVFからの投資（FVTPL）」に係る評価技法ごとの公正価値は、以下の通りです。なお、複数の評価技法の組み合わせを採用している場合、その評価技法の組み合わせごとに公正価値を集計しています。

評価技法	(単位：百万円)
	公正価値
	2025年3月31日
類似会社比較法	4,137,468
取引事例法	1,937,833
割引キャッシュ・フロー法 / 類似会社比較法	1,101,331
割引キャッシュ・フロー法	578,450
その他	241,717
合計	7,996,799

主な評価技法およびインプットは、以下の通りです。

評価技法	観察可能でない インプット	観察可能でない インプットの範囲
		2025年3月31日
類似会社比較法	収益倍率	0.3倍～16.9倍
	EBITDA倍率	5.8倍～23.8倍
	売上総利益倍率	0.9倍～14.0倍
	株価収益率	14.2倍～19.2倍
	株価売上高倍率	0.2倍～5.2倍
割引キャッシュ・フロー法	資本コスト	3.8%～86.6%
	EBITDA倍率 (注)	8.0倍～25.0倍
	収益倍率 (注)	1.3倍～8.0倍
	売上総利益倍率 (注)	1.3倍～12.0倍
	株価収益率 (注)	8.1倍

(注) 継続価値算定のために、類似会社の各種倍率を使用しています。

b. 感応度分析

観察可能でないインプットのうち、収益倍率、EBITDA倍率、売上総利益倍率、株価収益率、および株価売上高倍率については、上昇した場合に評価対象の金融資産の公正価値が増加する関係にあります。

一方、資本コストについては、上昇した場合に評価対象の金融資産の公正価値が減少する関係にあります。

c. 評価プロセス

(a) SVF 1、SVF 2 およびLatAmファンドにおける評価プロセス

SBIAの評価チームはIFRS第13号「公正価値測定」に従い、毎四半期末日において、SBIA Global Valuation Policy および International Private Equity and Venture Capital Valuation Guidelinesに基づいて、公正価値測定の対象となる金融商品の性質、特徴およびリスクを最も適切に反映できる評価技法およびインプットを用いて公正価値を測定しています。また、複雑な金融商品の公正価値測定においては、必要に応じて、高度な知識および経験を有する外部の評価専門家を利用する場合があります。公正価値の測定後、SBIAおよびSBGAにそれぞれ設置されたValuation and Financial Risk Committeeは、評価に使用された重要なインプットや仮定、選択された評価技法の適正性、および評価結果の妥当性を審議します。上記プロセスにより算定された投資先の評価結果については、四半期ごとに、その投資先の評価に対して全体的な責任を負う、SVF 1のマネジャーであるSBIAの取締役会ならびにSVF 2 およびLatAmファンドのマネジャーであるSBGAの取締役会にて、それぞれ審議および承認が実施されます。

(b) その他の評価プロセス

当社の財務および経理部門の担当者は、毎四半期末日において、社内規定に基づいて、公正価値測定の対象となる金融商品の性質、特徴およびリスクを最も適切に反映できる評価技法およびインプットを用いて公正価値を測定しています。また、測定に高度な知識および経験を必要とし、かつ、金額的に重要性のある金融商品の公正価値測定においては、外部の評価専門家を利用しています。

当社の各部門管理者は、毎四半期末日において、公正価値の増減分析結果などのレビューを経て、当社の担当者が実施した金融商品の公正価値の測定結果および外部専門家の評価結果を承認します。

d. レベル3に分類した金融商品の調整表

レベル3に分類した金融商品の調整表は、以下の通りです。

(単位：百万円)

金融資産	SVFからの投資 (FVTPL)	株式 (SVFからの 投資 (FVTPL) を除く)	債券および 貸付金 (SVFからの 投資 (FVTPL) を除く)	デリバティブ 金融資産	その他
2024年4月1日	7,840,631	518,535	90,017	59,876	613,803
利得または損失 (△は損失)					
純損益	97,933	15,894	21,844	△16,792	△31,378
その他の包括利益	△102,430	△34,430	△1,543	△2,492	△285
購入	585,230	208,246	4,895	—	90,034
売却	△113,844	△21,097	△14,556	—	△51,329
貸付	—	—	30,183	—	—
回収	—	—	△12,344	—	—
当社からSVF 2へ移管した投資	280,806	△280,806	—	—	—
SVF 2から当社へ移管した投資	△242,881	219,938	22,943	—	—
上場によるレベル1への振替	△350,856	△40,425	—	—	—
その他	2,210	△8,571	△14,044	△738	△8,871
2025年3月31日	7,996,799	577,284	127,395	39,854	611,974
2025年3月31日に保有する 金融商品に関して純損益に 認識した利得または損失 (△は損失)	82,585	14,591	28,371	△16,987	△28,938
金融負債	デリバティブ 金融負債	子会社が 発行した 負債性金融商品	その他		
2024年4月1日	7,885	—	44,513		
利得または損失 (△は利得)					
純損益	44,394	7,451	315		
その他の包括利益	△603	4,678	—		
企業結合	8,965	66,810	—		
償還	—	△78,939	—		
発行	—	73,980	—		
その他	△765	—	△36,278		
2025年3月31日	59,876	73,980	8,550		
2025年3月31日に保有する 金融商品に関して純損益に 認識した利得または損失 (△は利得)	46,780	—	315		

純損益に認識した利得または損失は、連結損益計算書の「持株会社投資事業からの投資損益」、「SVF事業からの投資損益」、「その他の投資損益」、「デリバティブ関連損益（投資損益を除く）」および「その他の損益」に含めています。

(3) 金融商品の帳簿価額および公正価値

金融商品の帳簿価額および公正価値は、以下の通りです。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
有利子負債（非流動）					
長期借入金	5,357,017	—	2,792,249	2,514,431	5,306,680
社債	7,019,644	—	6,934,801	—	6,934,801

帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている金融商品は、上表には含めていません。また、経常的に公正価値で測定する金融商品についても、公正価値は帳簿価額と一致することから、上表には含めていません。

a. 金融商品の公正価値の算定方法

上記の金融負債の公正価値の主な測定方法は、以下の通りです。

(a) 長期借入金

活発な市場における相場価格を利用可能な場合、当該相場価格を使用して測定しており、レベル1に分類しています。活発な市場における相場価格を使用できない場合、市場金利等の観察可能なインプットを用いた割引キャッシュ・フロー法により測定しているものは、レベル2に分類しています。また、同一の残存期間で同条件の借入を行う場合の信用スプレッドを含む金利など観察可能でないインプットを用いた割引キャッシュ・フロー法により測定しているものは、レベル3に分類しています。

(b) 社債

1年内償還予定を除く社債の公正価値は、主にレベル1またはレベル2に分類しています。活発な市場における同一銘柄の相場価格で測定した場合はレベル1に分類し、観察可能な活発でない市場における同一銘柄の相場価格により測定した場合はレベル2に分類しています。

b. 有利子負債、リース負債および銀行業の預金の期日別残高

有利子負債、リース負債および銀行業の預金の期日別残高は、以下の通りです。

(単位：百万円)

	帳簿 残高	期日別 残高合計	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
有利子負債								
短期借入金	1,581,598	1,583,935	1,583,935	—	—	—	—	—
コマーシャル・ ペーパー	249,500	249,500	249,500	—	—	—	—	—
長期借入金	7,041,134	7,104,538	1,714,161	2,987,768	1,136,467	509,271	269,813	487,058
社債	8,136,126	8,186,900	1,116,646	928,818	591,922	1,618,186	804,615	3,126,713
株式先渡契約金融負債	997,843	997,843	997,843	—	—	—	—	—
割賦購入による未払金	129	129	108	17	4	—	—	—
リース負債	907,020	907,020	165,355	136,617	112,761	94,738	81,898	315,651
銀行業の預金 (注)	1,810,852	1,810,852	1,795,965	3,528	4,051	694	1,745	4,869
合計	20,724,202	20,840,717	7,623,513	4,056,748	1,845,205	2,222,889	1,158,071	3,934,291

(注) 要求払いのものについては「1年以内」に含めています。

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解

売上高の内訳は、以下の通りです。

	(単位：百万円)
	2025年3月31日に 終了した1年間
<u>ソフトバンク事業</u>	
<u>コンシューマ</u>	
サービス売上	
モバイル	1,554,934
ブロードバンド	408,247
でんき	255,694
物販等売上	713,862
エンタープライズ	886,260
ディストリビューション	705,408
メディア・EC	
メディア	704,328
コマース	844,234
戦略	97,785
その他	4,048
ファイナンス	255,662
その他	110,895
小計	6,541,357
<u>アーム事業</u>	
ライセンスおよびその他の収入	259,236
ロイヤルティー収入	330,932
小計	590,168
<u>その他</u>	112,227
合計	7,243,752

売上高の内訳には、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」以外のその他の源泉（主に、ソフトバンク事業のファイナンスに含まれる金融事業およびエンタープライズのリース取引）から生じた収益が202,964百万円含まれています。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

〔連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〕 4. 会計方針に関する事項 (8) 収益の認識基準」をご参照ください。

3. 当期および翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約残高

契約残高の内訳は以下の通りです。

	(単位：百万円)	
	2024年4月1日	2025年3月31日
顧客との契約から生じた債権	1,137,705	1,166,276
契約資産	114,884	148,647
契約負債	364,354	354,917

契約資産は、通常、顧客が対価を支払うかまたは支払期限が到来する前に、当社が商品またはサービスを顧客へと移転する場合（対価に対する権利が無条件である債権を除く）に増加し、当社が顧客へと請求することにより減少します。

契約負債は、通常、当社が商品またはサービスを顧客に移転する前に、顧客から対価を受領した場合に増加し、当社が履行義務を充足することにより減少します。

2025年3月31日に終了した1年間において、顧客との契約から生じた債権について認識した減損損失は、17,041百万円です。

2025年3月31日に終了した1年間に認識した売上高のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は122,037百万円です。また、2025年3月31日に終了した1年間において、過去の期間に充足した履行義務から認識した売上高の金額は332,335百万円であり、主なものはアーム事業におけるロイヤルティー収入です。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

2025年3月31日における未充足（または部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の総額は475,126百万円です。

このうち、アーム事業は332,758百万円であり、主にアームのテクノロジーに係るライセンス契約から生じています。また、ソフトバンク事業は142,368百万円であり、主にモバイルサービスおよび携帯端末レンタルサービスから生じています。

アーム事業に係る本開示について、当社は将来の潜在的なロイヤルティー収入を含めていません。一部の契約では、対価に対するアームの権利が義務の履行に直接対応しないことがあります。特定のIP提供に係る収益認識はIPの移転時もしくはライセンス期間開始時のいずれか遅い時点となります。サブスクリプション契約における将来の不特定のIPに係る収益は、契約開始日と最初のIPの移転日のいずれか遅い日から、契約期間にわたって定額法で認識されます。当社はアーム事業における残存履行義務の約25%は今後12カ月以内に、約19%は13カ月から24カ月の間に、残りはそれ以降の期間に収益として認識されると見込んでいます。

ソフトバンク事業における未充足の履行義務は主に3年程度で収益認識されると見込んでいます。

当社は、実務上の便法を適用し、当初の予想期間が1年以内である契約の取引価格およびサービス提供量に直接対応する金額で顧客から対価を受ける契約の取引価格は、上記の未充足の履行義務に配分した取引価格には含めていません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり親会社所有者帰属持分 (注)	7,905円39銭
基本的1株当たり純利益	780円82銭

(注) 1株当たり親会社所有者帰属持分に使用する親会社所有者帰属持分は、「親会社の所有者に帰属する持分」から当社普通株主に帰属しない金額を控除し、算定しています。

(その他の注記)

1. 配当受領権制限付き共同出資プログラムに係る関連当事者との取引

SVF 2の傘下の当社子会社であるSVF 2 LLCおよびLatAmファンドの傘下の当社子会社であるSLA LLCの出資者であるMgmtCoはソフトバンクグループ(株)代表取締役 会長兼社長執行役員の孫 正義が支配する会社であり、当社の関連当事者です。配当受領権制限付き共同出資プログラムは、孫 正義がSVF 2およびLatAmファンドに対し当社と共同出資することで、利益のみならずそのリスクも共有の上、投資運用に専心し、当社の収益拡大への寄与を果たすことを目的として2021年9月30日に終了した3カ月間に導入されました。このため、MgmtCoは、SVF 2およびLatAmファンドにおける投資運用利益のみでなく、損失のリスクも負った上での共同出資形態をとり、また当該出資の配当受領権には一定の制限が設けられています。

SVF 2 LLCおよびSLA LLCへの拠出は、契約の定める分配の性質により、エクイティとプリファード・エクイティに分類されます。SVF 2 LLCおよびSLA LLCはそれぞれ、当該契約に基づき当社およびMgmtCoへ投資成果が出資持分に応じて分配されるエクイティを発行し、各LLCへのエクイティ出資割合は、当社が82.75%、MgmtCoが17.25%です。なお、当社によるSVF 2 LLCへの出資はSoftBank Vision Fund II-2 L.P.およびその傘下子会社を通じて、SLA LLCへの出資はSBLA Latin America Fund LLCおよびその傘下子会社を通じて行っています。

当社と関連当事者との取引は、以下の通りです。

(1) SVF 2 と関連当事者との取引

会社等の名称 または氏名	関連当事者との関係	取引の内容	(単位：百万円)	
			2025年3月31日に 終了した1年間 取引金額	2025年3月31日 未決済残高
孫 正義 (MASA USA LLC (MgmtCo))	当社代表取締役および本人が議決権の過半数を保有している会社	SVF 2 LLCに対する出資 および調整金等の受入れ (注1) (注2)	—	(注3) (注4) 455,664 (3,048百万米ドル)
		SVF 2 LLCの未収金に係る 受取プレミアム (83百万米ドル)	(注3) 12,603	
		MgmtCoのSVF 2 LLCに 対する出資持分 (注5) (注6)	—	—
		正味未決済残高 (SVF 2 LLCの未収金－MgmtCoの出資持分) (注7)		455,664 (3,048百万米ドル)

(注1) MgmtCoの出資に係る配当受領権への制限

MgmtCoの出資に係る配当受領権には一定の制限が設けられています。SVF 2 LLCの投資先の実現した投資からの収入および全ての未実現の投資の公正価値の合計額（借入金控除後）がSVF 2 LLCの投資先の取得価額の合計の130%を超過するまで、MgmtCoへの利益配当は制限され実施されません。当該比率が130%を超過以降は、10%上昇するごとに当該制限が段階的に解除されます。当該比率が200%に到達した時点で全ての制限が解除され、MgmtCoは利益配当の全額を受領することが可能となります。なお、SVF 2 LLCの清算時、MgmtCoが受領した利益配当額が、その存続期間を通じて清算時に有効な比率を適用し再計算したMgmtCoが受領可能な金額を超過した場合、当該超過部分はクローバックの対象となります。

(注2) MgmtCoが拠出するエクイティの性質

MgmtCoおよび当社がSVF 2 LLCへ拠出するエクイティは、別途当社がSVF 2 LLCへ拠出するプリファード・エクイティに劣後します。SVF 2 LLCによる最終利益分配時にプリファード・エクイティの保有者が受け取るべき元本の返還額および固定分配額に不足があった場合、MgmtCoは、すでに受領したエクイティの元本の返還額および利益分配額の合計を上限として、当該不足額に対し出資比率に応じた金額をSVF 2 LLCへ支払う義務があります。

(注3) 出資の受入れに係るMgmtCoに対する未決済残高

未決済残高は、MgmtCoによるSVF 2 LLCに対する出資および調整金等の受入れならびに受取プレミアムに対するSVF 2 LLCの未収金からMgmtCoへの分配金との相殺決済による未収金の減少額を控除した残高です。「SVF 2 LLCに対する出資および調整金等の受入れ」の本プログラム導入時の取引金額はMgmtCoによるSVF 2 LLCの持分取得額で、SVF 2 LLCが保有する投資先の、SVF 2における当初の取得価額に対し、MgmtCoの出資持分比率17.25%により算定された金額、

および同投資先のSVF 2における当初の取得価額から2021年6月30日までの公正価値の増加に対し、出資持分比率17.25%により算定された調整金ならびに同投資先の取得に際し当社がSVF 2へ資金拠出した日から2021年6月30日までの金利に相当する調整金により構成されています。

MgmtCoは当該取引金額について、SVF 2 LLCの出資者となった日からSVF 2 LLCの存続期限までの期間、その裁量により全額もしくは一部を任意の時点で支払うことが認められており、これに係るSVF 2 LLCの未収金に対して払込み完了まで年間3%の割合で加算されるプレミアムの支払いがMgmtCoに対し課されます。「SVF 2 LLCの未収金に対する受取プレミアム」は当該プレミアムの当期発生額です。当該プレミアムも持分取得額と同様の条件で、MgmtCoはその裁量により任意の時点で支払うことができます。

なお、SVF 2 LLCからMgmtCoに対する分配可能な全ての金額は、SVF 2 LLCの未収金が全額決済されるまで、分配通知時に当該未収金と相殺され、MgmtCoへの分配金の支払いは実施されません。

(注4) 未収金に対する担保提供等

SVF 2 LLCの未収金を保全するため、MgmtCoが保有するSVF 2 LLCのエクイティの全額が担保として差し入れられています。MgmtCoによる未収金への現金払込み、もしくは未収金と分配金との相殺が実施された場合、当該払込みおよび相殺の累計額が当該累計額控除後の未収金の残高を超過した金額について担保設定が解除されます。また当該未収金に対し、孫 正義により未収金残高を上限とする個人保証が差し入れられています。これに加え、2025年3月31日現在、8,897,100株のソフトバンクグループ(株)株式が孫 正義からSVF 2 LLCへ預託されています。預託されたソフトバンクグループ(株)株式は、未収金全額が決済された場合のみ預託が解除されます。差入担保および個人保証の実行後も、なお最終的にSVF 2 LLCに未収金が残った場合には、SVF 2 LLCは預託された当該ソフトバンクグループ(株)株式を無償で取得することができます。

(注5) MgmtCoのSVF 2 LLCに対する出資持分

SVF 2 LLCの純資産のうちMgmtCoに帰属する金額（未収金控除前）であり、連結財政状態計算書の「SVFにおける外部投資家持分」に計上しています。

(注6) MgmtCoに課される管理報酬および業績連動型管理報酬

MgmtCoに課される管理報酬および業績連動型管理報酬の条件は、SVF 2 LLCへのエクイティ出資者としての当社に課される条件と同一です。

(注7) 正味未決済残高

正味未決済残高はSVF 2 LLCが保有する未収金残高からMgmtCoのSVF 2 LLCに対する出資持分残高を控除した金額です。

2025年4月にSVF 2は、共同出資プログラムの対象であるOpenAI Global, LLC（以下「OpenAI Global」）に85億米ドルを出資しました。この出資を目的として、SVF 2は当社から85億米ドルの借入を行っており、当該借入金については、その元本および利息の17.25%に対して、ソフトバンクグループ(株)代表取締役 会長兼社長執行役員の孫 正義による保証が付与されています。

当該借入金は、返済期日が2029年4月であり、SVF 2は任意で早期返済することができます。また、当該借入金はSVF 2が2025年4月に投資したOpenAI Globalの転換持分権が担保となっており、返済順位はSVF 2におけるその他の金融機関等からの借入金より劣後し、SVF 2 LLCのプリファード・エクイティより優先します。当該借入金の金利については、独立した第三者機関が、SVF 2が同様の資金調達を外部から行うことを想定した場合の公正な金利を評価し、その評価を参考の上決定しています。

なお、SVF 2による当社からの借入金については、内部取引として連結上消去する予定です。2025年4月のOpenAI Globalへの投資の詳細は、「3. OpenAIへの投資について」をご参照ください。

(2) LatAmファンドと関連当事者との取引

会社等の名称 または氏名	関連当事者との関係	取引の内容	(単位：百万円)	
			2025年3月31日に 終了した1年間 取引金額	2025年3月31日 未決済残高
孫 正義 (MASA USA LLC (MgmtCo))	当社代表取締役 および本人が議決権 の過半数を保有して いる会社	SLA LLCに対する出資 および調整金等の受入れ (注1) (注2)	—	(注3) (注4) 106,864 (715百万米ドル)
		SLA LLCの未収金に係る 受取プレミアム	(注3) 2,964 (19百万米ドル)	
		MgmtCoのSLA LLCに 対する出資持分 (注5) (注6)	—	5,150 (34百万米ドル)
		正味未決済残高 (SLA LLCの未収金－MgmtCoの出資持分) (注7)		101,714 (681百万米ドル)

(注1) MgmtCoの出資に係る配当受領権への制限

MgmtCoの出資に係る配当受領権には一定の制限が設けられています。SLA LLCの投資先の実現した投資からの収入および全ての未実現の投資の公正価値の合計額（借入金控除後）がSLA LLCの投資先の取得価額の合計の130%を超過するまで、MgmtCoへの利益配当は制限され実施されません。当該比率が130%を超過以降は、10%上昇するごとに当該制限が段階的に解除されます。当該比率が200%に到達した時点で全ての制限が解除され、MgmtCoは利益配当の全額を受領することが可能となります。なお、SLA LLCの清算時、MgmtCoが受領した利益配当額が、その存続期間を通じて清算時に有効な比率を適用し再計算したMgmtCoが受領可能な金額を超過した場合、当該超過部分はクローバックの対象となります。

(注2) MgmtCoが拠出するエクイティの性質

MgmtCoおよび当社がSLA LLCへ拠出するエクイティは、別途当社がSLA LLCへ拠出するプリファード・エクイティに劣後します。SLA LLCによる最終利益分配時にプリファード・エクイティの保有者が受け取るべき元本の返還額および固定分配額に不足があった場合、MgmtCoは、すでに受領したエクイティの元本の返

還額および利益分配額の合計を上限として、当該不足額に対し出資比率に応じた金額をSLA LLCへ支払う義務があります。

(注3) 出資の受入れに係るMgmtCoに対する未決済残高

未決済残高は、MgmtCoによるSLA LLCに対する出資の受入および調整金ならびに受取プレミアムに対するSLA LLCの未収金の残高です。「SLA LLCに対する出資および調整金等の受入れ」の本プログラム導入時の取引金額はMgmtCoによるSLA LLCの持分取得額で、SLA LLCが保有する投資先の、LatAmファンドにおける当初の取得価額に対し、MgmtCoの出資持分比率17.25%により算定された金額、および同投資先のLatAmファンドにおける当初の取得価額から2021年6月30日までの公正価値の増加に対し、出資持分比率17.25%により算定された調整金ならびに同投資先の取得に際し当社がLatAmファンドへ資金拠出した日から2021年6月30日までの金利に相当する調整金により構成されています。

MgmtCoは当該取引金額について、SLA LLCの出資者となった日からSLA LLCの存続期限までの期間、その裁量により全額もしくは一部を任意の時点で支払うことが認められており、これに係るSLA LLCの未収金に対して払込み完了まで年間3%の割合で加算されるプレミアムがMgmtCoに対し課されます。「SLA LLCの未収金に対する受取プレミアム」は当該プレミアムの当期発生額です。当該プレミアムも持分取得額と同様の条件で、MgmtCoはその裁量により任意の時点で支払うことができます。

なお、SLA LLCからMgmtCoに対する分配可能な全ての金額は、SLA LLCの未収金が全額決済されるまで、分配通知時に当該未収金と相殺され、MgmtCoへの分配金の支払いは実施されません。

(注4) 未収金に対する担保提供等

SLA LLCの未収金を保全するため、MgmtCoが保有するSLA LLCのエクイティの全額が担保として差し入れられています。MgmtCoによる未収金への現金払込み、もしくは未収金と分配金との相殺が実施された場合、当該払込みおよび相殺の累計額が当該累計額控除後の未収金の残高を超過した金額について担保設定が解除されます。また当該未収金に対し、孫正義により未収金残高を上限とする個人保証が差し入れられています。これに加え、2025年3月31日現在、2,168,500株のソフトバンクグループ(株)株式が孫正義からSLA LLCへ預託されています。預託されたソフトバンクグループ(株)株式は、未収金全額が決済された場合のみ預託が解除されます。差入担保および個人保証の実行後も、なお最終的にSLA LLCに未収金が残った場合には、SLA LLCは預託された当該ソフトバンクグループ(株)株式を無償で取得することができます。

(注5) MgmtCoのSLA LLCに対する出資持分

SLA LLCの純資産のうちMgmtCoに帰属する金額（未収金控除前）であり、連結財政状態計算書の「SVFにおける外部投資家持分」に計上しています。

(注6) MgmtCoに課される管理報酬、業績連動型管理報酬および成功報酬

MgmtCoに課される管理報酬、業績連動型管理報酬および成功報酬の条件は、SLA LLCへのエクイティ出資者としての当社に課される条件と同一です。

(注7) 正味未決済残高

正味未決済残高はSLA LLCが保有する未収金残高からMgmtCoのSLA LLCに対する出資持分残高を控除した金額です。

2. Ampere Computing Holdings LLCの買収について

ソフトバンクグループ(株)は、100%子会社であるSilver Bands 6 (US) Corp. (以下「SB6」)を通じて、Armコンピュートプラットフォームに基づいた高性能・省エネルギー・持続可能なAIコンピューティングに特化した半導体設計企業である米国のAmpere Computing Holdings LLC (以下「Ampere」)の全持分を総額65億米ドルで取得すること(以下「本取引」)について、Ampereおよび同社の特定の持分保有者(以下「売主」)との間で、2025年3月19日付で合意しました。

本取引はソフトバンクグループ(株)の取締役会で承認されていますが、米国における競争法上の承認、対米外国投資委員会(CFIUS: Committee on Foreign Investment in the United States)による承認、その他監督官庁の通常の承認、そして、誓約事項があらゆる重大な点において遵守されていること、Ampereへの重大な悪影響が発生しないこと、特定の雇用関連の事項等、その他の前提条件の充足(または放棄)が条件となります。

当社は、本取引が2025年後半に完了するものと見込んでいます。本取引の結果、Ampereは当社の100%子会社となります。

a. 買収の目的

Ampereは、次世代クラウドコンピューティングやAIワークロード向けに特化した高性能かつエネルギー効率に優れたプロセッサを設計する半導体企業です。約1,000人の優れた半導体エンジニアとその素晴らしい技術開発力により、Ampereは、今後の成長市場において重要な役割を果たすと見込んでいます。

本取引は、当社の広範な戦略的ビジョンおよびAI・コンピューティングにおけるイノベーション推進へのコミットメントに沿ったものです。Ampereは、当社のグループ企業、投資先、取引先を含む広範なエコシステムと連携していくものと見込まれます。本取引に伴う戦略的な連携により、アームの設計力を補完する形で、アームベースのチップの開発およびテープアウト(注)で実績を持つAmpereの専門知識を統合することが可能となります。ひいては当社のNAV(Net Asset Value: 保有株式価値-調整後純有利子負債で算出)の長期的な拡大につながっていくものと期待しています。

(注) 半導体製造工程において、非常に複雑な回路設計が完成し、そのデータを製造部門やファウンドリに送付すること。設計工程の区切り目を表す言葉。

b. 買収の概要

本取引の売主は、Carlyle Partners VI Denver Holdings, L.P.、Oracle Project Denver Holdings LLC、およびアームとなります。本取引は、(i) まず、SB6が、一部の売主から、Ampereの持分を保有する特定のエンティティ(以下「持分保有エンティティ」)に係る持分の全てを取得し、(ii) その直後に、本取引のために設立されたSB6の100%子会社がAmpereに吸収合併される方法(逆三角合併)により実行します。合併後の存続会社はAmpereとなり、合併の効力発生時点のAmpereの持分保有者(持分保有エンティティを除く)には現金対価が交付される一方、存続会社であるAmpereが当社の完全子会社になります。上記(i)(ii)の取引について当社が支払う現金対価の合計が65億米ドルとなります。

c. Ampere株式の取得持分、取得価額および取得前後の所有持分の状況

異動前の持分割合（注）	8.08%（うち間接所有：8.08%）
取得割合	100%
取得価額	投資総額：65億米ドル 取得関連費用：未定
異動後の持分割合	100%（うち間接所有：100%）

（注）Ampereの議決権付持分数に基づきます。

d. 資金調達

本取引に必要な資金を調達するため、ソフトバンクグループ(株)は、2025年4月10日、総借入限度額65億米ドルの借入契約（以下「ブリッジローン」）を金融機関と締結しました。

現時点では、借入コミットメントを確保しているのみであり、実際の借入は行っていません。Ampereの買収に当たっては、米国当局等の承認が必要であり、当該承認が完了し、買収成立の見込みが立った段階で、借入を実行する予定です。

ブリッジローンの概要は次の通りです。

借入人	ソフトバンクグループ(株)
マンデータード・リード・アレンジャー兼ブックランナー	(株)みずほ銀行 (株)三井住友銀行 JPモルガン・チェース銀行 東京支店
契約締結日	2025年4月10日
総借入限度額	65億米ドル
借入可能期間	2026年4月10日まで
借入実行日	Ampere買収実行時
資金用途	Ampere持分の取得およびAmpereの既存借入の返済ならびにその関連諸費用の支払い
元本弁済日	2026年4月10日
担保	なし
保証会社	なし

e. Ampereの概要

名称	Ampere Computing Holdings LLC
所在地	米国カリフォルニア州サンタクララ
代表者の役職・氏名	Founder/Chairman & CEO Renée J. James
事業内容	Armコンピュートプラットフォームに基づいた高性能・省エネルギー・持続可能なAIコンピューティングに特化した半導体の設計
設立年月日	2017年9月27日

3. OpenAIへの投資について

ソフトバンクグループ(株)は、2025年3月31日、米国の人工知能研究開発企業OpenAI Global, LLC（以下「OpenAI Global」）に最大400億米ドル（5兆9,808億円）の追加出資を行うこと（以下「本取引」）について、同社およびその関係会社（以下「OpenAI」と総称）と最終的な合意に至りました。当社は、本取引における最大400億米ドルの出資額のうち100億米ドルを外部投資家にシンジケーションする予定です。

a. 本取引の目的

パソコン、インターネット、ブロードバンド、スマートフォンと変遷してきた「情報革命」の中心がAI（人工知能）となった現在、当社は人類の進化のためにASI（Artificial Super Intelligence：人工超知能）を実現することを使命に掲げています。こうした中、その道程にあるAGI（Artificial General Intelligence：汎用人工知能）の実現に最も近いと見られるOpenAIを最重要パートナーと位置づけるとともに、AGIの恩恵を人類全体にもたらすという同社のミッションに共感し、2024年9月以降、SVF 2から同社へ合計22億米ドルの投資を行ってきました。

AGIおよびASI実現にはOpenAIのAIモデルの進化が鍵となり、その進化のためには膨大な計算能力が不可欠です。そこで、当社はOpenAIのためにAIインフラストラクチャを米国内で構築する「Stargateプロジェクト」を同社とともに2025年1月21日に発表しました。これに合わせて、OpenAIのさらなる成長を支援するとともにその成長の果実を当社のNAV（Net Asset Value：保有株式価値－調整後純有利子負債で算出）に取り込んでいくため、このたび同社への追加出資を決定したものです。

b. 本取引の概要

	ファーストクロージング	セカンドクロージング
バリュエーション (プレマナー)	2,600億米ドル	
出資額	100億米ドル	OpenAI, Inc. の営利子会社である OpenAI Globalにおいて、同社の経済的分配構造（同社のLLC Agreementに定めるいわゆる「エコノミック・ウォータールール」）の廃止および新会社の優先株式の発行等（以下「本出資条件」）が完了した時期に応じて、以下の金額 ①2025年末または特定の状況下では2026年の早い時期までに完了した場合、最大300億米ドル ②2025年末または特定の状況下では2026年の早い時期までに完了しない場合、100億米ドル
シンジケーション	出資額の最大100億米ドルを外部投資家にシンジケーション可能。ただし、上記②の場合、セカンドクロージングの100億米ドルはシンジケーション不可	
出資時期	2025年4月	2025年12月（予定）
出資元	ソフトバンクグループ(株)または当社子会社	
出資先	OpenAI Global	OpenAI Globalまたは本出資条件充足後に発足する新会社
取得する有価証券の種類	転換持分権 ・ 転換持分権は、本出資条件が充足された場合に発足する新会社の優先株式に転換される。 ・ 当該優先株式は、IPOまたは上場に関連する取引に際して、自動的に新会社の普通株式へ転換される。	

c. OpenAI Global の概要

名称	OpenAI Global, LLC
所在地	米国カリフォルニア州サンフランシスコ
代表者の役職・氏名	CEO サム・アルトマン
事業内容	全人類にとって安全かつ有益なAGIの構築を目標とする。
設立年月	2015年12月（OpenAI GlobalをコントロールするOpenAI, Inc.の設立年月）

d. 本取引の主なスケジュール

ソフトバンクグループ(株)とOpenAI Globalによる最大400億米ドルの出資に関する契約締結	2025年3月31日
OpenAI Globalに対する100億米ドルの出資の完了	2025年4月15日
OpenAI Globalに対する最大300億米ドルの出資の完了	2025年12月（予定）

e. ファーストクロージングの完了

2025年4月15日、OpenAI Globalに対する100億米ドルの出資が完了しました。このうち15億米ドルは同日にシンジケーションにより外部投資家が出資し、残りの85億米ドルはSVF 2が出資しました。なお、SVF 2が取得した転換持分権のうち10億米ドルについて、ファーストクロージングから90日間、外部投資家に対して追加でシンジケーションすることができます。この追加のシンジケーションが実行された場合、その金額に応じてSVF 2の出資額は85億米ドルから減額されます。

f. 資金調達および当社からSVF 2に対する貸付

ファーストクロージングに係る出資を目的として、2025年4月に当社は(株)みずほ銀行をはじめとする取引金融機関から85億米ドルの借入による調達を行い、同額をSVF 2に貸し付けています。

なお、当社からSVF 2への当該貸付金については、その元本および利息の17.25%に対して、ソフトバンクグループ(株)代表取締役 会長兼社長執行役員の孫 正義による保証が付与されています。詳細は「1. 配当受領権制限付き共同出資プログラムに係る関連当事者との取引 (1) SVF 2と関連当事者との取引」をご参照ください。

g. 連結業績への影響

本取引で取得する転換持分権は、FVTPLの金融資産に分類され、四半期ごとに公正価値で測定し、その変動額を「投資損益」として連結損益計算書に計上する予定です。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

子会社株式および関連会社株式 : 移動平均法による原価法

其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの : 時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

: 時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

: 定額法

(2) 無形固定資産

: 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権 (関係会社に対するものを除く) については貸倒実績率により、関係会社への債権および貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

役員および従業員に対する賞与の支給に備えるため、ソフトバンクグループ(株)所定の計算法による支給見込額を計上しています。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費

: 償還期間にわたり月割償却しています。

(2) ヘッジ会計の方法

a. 通貨スワップ

(a) ヘッジ会計の方法

振当処理によっています。

(b) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 : 通貨スワップ

ヘッジ対象 : 外貨建社債

(c) ヘッジ方針

社内規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場の変動リスクを回避する目的で通貨スワップ取引を行っています。

(d) ヘッジ有効性評価の方法

通貨スワップは振当処理によっており、ヘッジの有効性の評価は省略しています。

b. 株式先渡取引

(a) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。

(b) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 : 株式先渡取引

ヘッジ対象 : その他有価証券

(c) ヘッジ方針

社内規程に基づき、ヘッジ対象に係る価格変動リスクを回避する目的で株式先渡取引を行っています。

(d) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の対象株式の相場変動との間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価としています。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を当事業年度の期首から適用しています。

当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

2. 「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」の適用

「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第46号 2024年3月22日)を当事業年度の期首から適用しています。

当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は次の通りです。

1. 市場価格のない株式等の評価

市場価格のない株式等について、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、相当の減額を行い、評価差額を損失として処理しています。当事業年度において、関係会社株式評価損を14,785百万円、その他の関係会社有価証券評価損を24,557百万円計上しています。

2. 債権の評価

債権について、債務者の財政状態および経営成績等に応じて、一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等に区分し、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等の合理的な基準により貸倒見積高を算定し、貸倒引当金を計上しています。当事業年度末は、主に関係会社に対する債権について個々の財政状態および経営成績等を勘案し、個別に貸倒見積高を算定した結果、貸倒引当金繰入額を営業外費用に25,168百万円計上しています。

なお、当事業年度末における貸倒引当金は820,589百万円計上となり、その主な内容は以下の通りです。

ソフトバンクグループ(株)は余剰資金を用いて上場株式や社債等の取得および売却を行う資産運用子会社SB Northstar LP (以下「SB Northstar」) への投資を行っている中間持株会社 Delaware Project 1 L.L.C.、Delaware Project 2 L.L.C.、Delaware Project 3 L.L.C.の3社 (以下「Delaware子会社」) に対しその運用資金2,206,987百万円を貸し付けています。この運用委託金については、前事業年度において貸倒引当金繰入額を計上し、引き続き債権金額に対してSB Northstarの保有する資産 (上場投資有価証券については観察可能な時価をもって、債券については財務内容をもとにした回収可能額) の処分見込み額および孫 正義、孫アセットマネジメント合同会社および孫ウェルスマネジメント合同会社による負担見込み額を減額し貸倒見積高を算定しています。

なお、孫 正義および孫アセットマネジメント合同会社はソフトバンクグループ(株)の大株主であり、保証・補償に足る十分な保有財産があると認められます。(詳細は(関連当事者との取引に関する注記) 2. 役員および個人主要株主等 取引条件および取引条件の決定方針等 (注) 1. をご参照ください。)

債務者の財政状態および経営成績等の悪化により、貸倒引当金の見直しが必要になった場合、翌事業年度において、追加の引当金を認識する可能性があります。詳細は「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 3. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金」をご参照ください。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 3,005 百万円

2. 保証債務等

<u>被保証者（被保証債務の内容）</u>	<u>保 証 金 額</u>
[保証債務]	
SoftBank Group Capital Limited (株式購入資金)	612,598 百万円
SoftBank Group Capital Limited (オフィス賃借)	575
合計	613,173 百万円

3. 係争案件

詳細は「連結注記表（連結財政状態計算書に関する注記）5. 偶発事象（3）訴訟 a. クレディ・スイス訴訟」をご参照ください。

4. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	189,430 百万円
長期金銭債権	2,734,226
短期金銭債務	6,110,650
長期金銭債務	2,070,920

(損益計算書に関する注記)**関係会社との取引高**

営業収益	408,569	百万円
営業費用	28,381	
営業取引以外の取引高	1,608,833	
うち有価証券の譲渡	1,208,018	

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式	32,398,924	株
------	------------	---

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産		
関係会社株式	742,782	百万円
貸倒引当金	338,691	
繰越欠損金	308,627	
為替差損	17,897	
繰延資産	6,331	
その他	81,949	
繰延税金資産小計	1,496,277	
将来減算一時差異等の合計にかかる 評価性引当額	△1,141,399	
税務上の繰越欠損金にかかる評価性 引当額	△248,004	
評価性引当額	△1,389,403	
繰延税金資産合計	106,874	
繰延税金負債		
グループ法人税制に基づく 投資有価証券売却益の税務上の繰延	△311,063	
その他有価証券評価差額金	△152,067	
その他	△4,394	
繰延税金負債合計	△467,524	
繰延税金負債の純額	△360,650	百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社および関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合(注1)	取引の内容	注	取引金額	科目	期末残高 (注2)
子会社	ソフトバンクグループオ ーバーシーズ合同会社	所有 直接100%	増資の引受 短期資金の貸付 (回収との純額) 利息の受取	3	1,436,352 31,111 1,557	短期貸付金 流動資産 「その他」	31,111 —
子会社	ソフトバンクグループジ ャパン(株)	所有 直接100%	短期資金の借入 (返済との純額) 長期資金の借入 利息の支払	4	90,200 300,000 26,309	短期借入金 長期借入金 未払費用	1,586,392 800,000 3,534
子会社	汐留事業17号合同会社	所有 直接100%	短期資金の貸付 (回収との純額) 利息の受取	3	97,500 1,027	短期貸付金 流動資産 「その他」	127,500 741
子会社	福岡ソフトバンクホーク ス(株)	所有 直接100%	広告宣伝費の支払	5	10,898	未払金	1
子会社	SoftBank Group Capital Limited	所有 直接100%	短期資金の返済 (借入との純額) 長期資金の借入 利息の支払 借換関連手数料の支払 債務の保証	4 6 7	1,187,334 — 338,645 5,048 613,173	短期借入金 長期借入金 未払費用 未払費用	3,363,390 1,270,920 1,957 125
子会社	Gawain II 2022 Holdings Limited	所有 間接100%	長期資金の返済 有価証券譲渡代金 の受取 デリバティブ決済 代金の受取	8	614,668 472,119 163,510	1年内返済予定 の長期借入金 流動資産 「その他」 流動資産 「その他」	— — —
子会社	Delaware Project 6 L.L.C.	所有 直接100%	増資の引受 配当の受取		709,996 324,429		
子会社	Panther I 2021 Holdings Limited	所有 間接100%	長期資金の返済 有価証券譲渡代金 の受取 デリバティブ決済 代金の受取	8	232,306 164,495 131,751	1年内返済予定 の長期借入金 流動資産 「その他」 流動資産 「その他」	— — —
子会社	Panther II 2021 Holdings Limited	所有 間接100%	長期資金の返済 有価証券譲渡代金 の受取 デリバティブ決済 代金の受取	8	232,306 164,490 131,445	1年内返済予定 の長期借入金 流動資産 「その他」 流動資産 「その他」	— — —
子会社	Silver Bands 4 (US) Corp.	所有 間接100%	短期資金の借入 利息の支払	4	525,603 564	短期借入金 未払費用	523,320 553

属性	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合(注1)	取引の内容	注	取引金額	科目	期末残高 (注2)
子会社	Tigress 2020 Holdings Limited	所有 間接100%	長期資金の返済	8	109,912	1年内返済予定 の長期借入金	—
			有価証券譲渡代金 の受取		64,118	流動資産 「その他」	—
			デリバティブ決済 代金の受取		82,655	流動資産 「その他」	—
子会社	SIP Lender (UK) Limited	所有 直接100%	長期資金の回収	3	12,519	長期貸付金 (注9)	325,383
			利息の受取		1,798	流動資産 「その他」	—
子会社	Delaware Project 1 L.L.C.	所有 間接66.7%	長期資金の貸付 (回収との純額)	3	644	長期貸付金 (注10)	735,662
			利息の受取		644	流動資産 「その他」	—
子会社	Delaware Project 2 L.L.C.	所有 間接66.7%	長期資金の貸付 (回収との純額)	3	644	長期貸付金 (注10)	735,662
			利息の受取		644	流動資産 「その他」	—
子会社	Delaware Project 3 L.L.C.	所有 間接66.7%	長期資金の貸付 (回収との純額)	3	644	長期貸付金 (注10)	735,662
			利息の受取		644	流動資産 「その他」	—
関連 会社	Foxconn Ventures Pte. Ltd.	所有 直接45.5%	配当の受取		81,520		

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 合同会社である子会社については、資本金等に対する出資割合を記載しています。
- (注) 2. 当期末レート 1米ドル=149.52円にて換算しています。
- (注) 3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。
- (注) 4. 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。
- (注) 5. 球団経営活動全般がもたらす広告宣伝効果に対して支払いを行っています。
- (注) 6. 借換関連手数料の支払については、市場の実勢を参考に折衝の上決定しています。
- (注) 7. 詳細は「(貸借対照表に関する注記) 2. 保証債務等」をご参照ください。
- (注) 8. 有価証券の売却価格については売却直前の市場価格を勘案して決定しています。また、当該取引による投資有価証券売却益1,044,788百万円を特別利益に計上しています。
- (注) 9. 長期貸付金に対し、43,806百万円の貸倒引当金を計上しています。
- (注) 10. Delaware子会社への長期貸付金合計2,206,987百万円に対し、合計665,619百万円の貸倒引当金を計上しています。

2. 役員および個人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称 または氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合	取引の内容	注	取引金額	科目	期末残高
役員および 主要株主(個人)	孫 正義 (孫アセットマネー ジメント合同会社他 1社)	被所有 直接29.7%	債務の被保証契約	1,2	—		
役員および 主要株主(個人) の近親者が議 決権の過半数 を所有してい る会社等	孫 泰蔵氏の支配会 社および支配会社 が管理運営するファン ド	—	出資契約	3	—		
			ブランド使用料売 上に係る売掛金の 回収	4	19	売掛金	—

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 1. Delaware子会社およびSB Northstarならびにこれらの各子会社（以下「保証対象子会社」）が、ソフトバンクグループ(株)に対して、2020年11月10日までに有している全債務（金銭、株式、その他の有価証券の借入債務およびその他あらゆる保証・補償を含む）について、孫 正義、孫アセットマネージメント合同会社および孫ウェルスマネジメント合同会社による当該債務が生じた際のSB Northstarに対する持分比率に応じた範囲での連帯保証が付されています。保証対象子会社がSB Northstarの存続期間満了時においてもソフトバンクグループ(株)に対し当該債務を保有し、かつその債務に返済不能が発生した場合、孫 正義、孫アセットマネージメント合同会社および孫ウェルスマネジメント合同会社は、当該債務が生じた際のSB Northstarに対する持分比率に応じて当該未払いの返済義務について補償します。

なお、2020年11月11日以降に発生した保証対象子会社のソフトバンクグループ(株)に対する新たな債務については、孫 正義の同意が得られた範囲に限り、当該保証・補償の対象となります。

(注) 2. ソフトバンクグループ(株)は、孫 正義がSB Northstarの投資運用の決定に関与する役割を長期的または永続的に果たせなくなった場合に、孫 正義、孫アセットマネージメント合同会社および孫ウェルスマネジメント合同会社のDelaware子会社への出資持分を公正価値で買い受けるコールオプションを保有しています。当該コールオプションが行使された場合、上記の債務保証契約の終了について、ソフトバンクグループ(株)は孫 正義、孫アセットマネージメント合同会社および孫ウェルスマネジメント合同会社と協議を行います。

- (注) 3. ソフトバンクグループ(株)は、SBVA Corp. (以下、SBVA) がジェネラル・パートナーを務める複数のファンドとの間で従前より出資契約を締結していましたが、2023年6月のSBVA売却取引によって、SBVAが孫 泰蔵氏の支配会社となり、当該出資契約に係る取引が関連当事者取引として識別されました。
当事業年度末におけるソフトバンクグループ(株)のこれらのファンドへのコミットメント総額は40,007百万円、コミットメント未履行残高総額は9,947百万円であり、当該ファンドにおいてはリミテッド・パートナーシップ・アグリーメントに基づき、ジェネラル・パートナーに対して、コミットメント金額もしくはコミットメント履行金額の0.5～2.3%の管理報酬、および一定のIRRを達成することを条件に投資成果の20～30%の成功報酬が支払われます。
なお、SBVAがジェネラル・パートナーを務める複数のファンドのうち、ソフトバンクグループ(株)と出資契約を締結しているファンドについてのみ記載しています。
- (注) 4. ブランド使用料売上については、SBVAにおける売上の一定割合によっており、その料率は合理的な基準により決定しています。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	3,701円94銭
1 株当たり当期純利益	745円30銭

(その他の注記)

ファンドに対する出資コミットメント

2025年3月31日時点における主なコミットメント残高は次の通りです。

SoftBank Vision Fund L.P.および代替の投資ビークル 27億米ドル

(重要な後発事象に関する注記)

多額な資金の借入

ソフトバンクグループ(株)は、2025年4月10日付で(株)みずほ銀行をはじめとする取引金融機関と、資金の借入に関する契約を締結しました。

(1) 借入人	ソフトバンクグループ(株)	
(2) 借入先の名称	(株)みずほ銀行およびその他金融機関	
(3) 契約締結日	2025年4月10日	
(4) 契約形態	金銭消費貸借契約	限度貸付契約
(5) 資金用途	OpenAI Global, LLCへの出資資金	Ampere Computing Holdings LLCの買収資金
(6) 借入金額	85億米ドル	最大65億米ドル
(7) 利率	基準金利+スプレッド	基準金利+スプレッド (注)
(8) 借入の実施時期	2025年4月14日	本借入の資金用途に係る買収の進捗に応じてソフトバンクグループ(株)が決定
(9) 返済期限	2026年4月14日	2026年4月10日
(10) 担保・保証	無担保・無保証	
(11) 重要な特約	資金用途記載の投資の全部または一部を売却した場合、相当金額の弁済義務が発生	

(注) 借入実施までの借入可能期間には、未使用借入額に対してコミットメントフィーが発生します。

なお、OpenAI Global, LLCへの出資およびAmpere Computing Holdings LLCの買収の詳細については「連結注記表(その他の注記) 2. Ampere Computing Holdings LLCの買収について、3. OpenAIへの投資について」をご参照ください。